

入間市男女共同参画都市宣言関連事業

平成 15 年

入間市女性議会

会議録



埼玉県入間市

入間市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、あらゆる分野において女性も男性も一人ひとりが特性と能力を十分発揮し、対等の立場で参画するとともに責任を分かち合う男女共生社会の実現に向けて、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一、わたしたちは、男女が性別にとらわれず個人として尊重し合うことを大切にし、共にかがやき、いきいきと暮らす「入間」をめざします。
- 一、わたしたちは、男女がお互いに対等な立場で、政治・経済・社会・文化などのあらゆる活動に等しく参画する元気な「入間」をめざします。
- 一、わたしたちは、男女が家事・育児・介護などを分かち合い、互いに支え合う、思いやりあふれた「入間」をめざします。
- 一、わたしたちは、男女が国際社会の一員として共に協力し、平和を愛する香り豊かな緑の文化都市「入間」をめざします。

平成 15 年 11 月 16 日 埼玉県入間市

平成 15 年入間市女性議会会議録

目 次

開会行事	1
本会議	7
平成 15 年 入間市女性議会議事日程	9
平成 15 年 入間市女性議会名簿	10
開会及び開議の宣告（午前 9 時 49 分）	11
議事日程の報告	11
日程第 1 議席の決定	11
日程第 2 会議録署名議員の指名	11
日程第 3 会期の決定	11
日程第 4 一般質問	11
休憩（午前 10 時 44 分）	21
再開（午前 10 時 58 分）	21
休憩（午前 11 時 53 分）	31
再開（午後 0 時 59 分）	31
休憩（午後 1 時 19 分）	35
再開（午後 1 時 20 分）	35
休憩（午後 2 時 00 分）	43
再開（午後 2 時 10 分）	43
日程第 5 決議第 1 号 入間市男女共同参画都市宣言の実施に関する決議について	49
閉会の宣告	51
署名	51
閉会行事	53
参考資料	
入間市男女共同参画都市宣言の実施に関する決議について	58
平成 15 年 11 月 10 日開催 模擬議会「女性議会」一般質問一覧表	59
「男女共同参画都市宣言」実行委員会名簿	61

開 会 行 事

○司会（諸井和江委員）

本日はお忙しい中をお集まりいただき、厚くお礼申し上げます。

時間となりましたので、ただいまから男女共同参画都市宣言関連事業、模擬議会「女性議会」を開催いたします。

議事進行に先立ちまして、開会行事を行います。

申し遅れましたが、私、開会行事の進行を務めさせていただきます、「男女共同参画都市宣言」実行委員会委員の諸井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、主催者を代表いたしまして、入間市長の木下博よりごあいさつ申し上げます。

市長、お願いします。

○市長（木下 博）

皆さん、おはようございます。ご紹介をいただきました市長の木下でございます。一言、女性議会の開会に当たって、ごあいさつを述べさせていただきますと思います。

私も、かつてなく緊張しております。肩書に対しては徹底的に対抗精神が出てくるわけでございますけれども、無冠の女王であります皆様方に対して、いかに対応すべきか、思い悩んでいるところでもございます。どうぞきょうのこの女性議会、ご遠慮のないご指摘を賜りたいと、まず冒頭お願いを申し上げるところであります。

と同時に、皆様方にとっては大変不満な答弁になるかもしれませんけれども、いわゆる官庁用語、それからまた官庁的な言い回し、こういったことも多分出てくるのではないかと思います。そのことをしっかりとご記憶をいただければと思うわけでございます。私たちも可能な限り、皆様方にご理解をいただけるようなご答弁をさせていただきたい、その努力をしてまいりたいと思っております。

本日は、この女性議会、「男女共同参画都市宣言」実行委員会の皆様方のご尽力をいただきまして実現したわけであります。そのご努力に対

して、まずもって敬意を表するところでございます。そしてまた、その催しに呼応していただいて、こうしてお忙しい中を、女性議会にご出席、ご参加をいただきました議員の皆様方にも心から感謝を申し上げるところでございます。

昨日、衆議院選挙が終わりました。その結果はいずれといたしましても、ただ残念なことは、女性議員の占める割合が1割に満たないという現実であります。日本の社会において、男女、女と男、こういった形の議論がとかく形式的に今まで行われてきたのではないかと、議論が先行して、現実の理解は余り進んでこなかったのではないかと、そんな思いがいたしております。21世紀、少子高齢社会の中にあつて、男と女、女性と男性がともにその基本的な人格を認め合い、そして理解、協力をして、日本の国を何とか希望の持てる国にしていかなければいけない、私もそう思うところがございます。そういった意味で、入間市におきましては今月の16日に男女共同参画都市宣言を立ち上げます。今、多くの市民スタッフの皆さん方が一生懸命ご準備をいただいているところがございます。この問題は、実際の現状と議論がなかなかかみ合わない。これは男性の側にも、女性の側にも、私は大きな問題点があるのではないかと、あつたのではないかと、そんなふうに思います。

そういったことも含めて、平成11年に男女共同参画社会基本法というものが制定されております。こうした国の動きそのものが大変遅きに失したという感はありますけれども、一つの大きな道筋がつけられたということは事実であります。これから各地方自治体において、その法の趣旨に基づきというよりも、もっともっと男女の基本的な議論を深める中、互いの人格を尊重し合う、この動きを加速しなければいけないと思っているところがございます。

こうした女性議会そのものが特別な目で見られるという時代は、やはり私は、ある意味において異常な状況だというふうに思います。ごく普通の形としてこういうことが行われる、こう

いう社会がまさに望ましいわけであります。そのような意味では、ぜひこの女性議会開催を契機といたしまして、皆様方にも積極的にみずからの主張を展開をしていただいて、互いに争うのではなくて、お互いに理解を深めるための議論、これをもっともっと活発化していかなければいけない、そう思っております。と同時に、女性の皆様にもぜひお願いをしたいことは、市政の諸問題について、みずからの問題としてとらえて、自分なりの考え方をあらわしていただく、このことも大変大事なことではないかと思っております。

男女共同参画都市が目指すべきものは、大きな未来の姿であります。それに向かって、一つひとつ、焦ることなく議論を深めていく、このことが、いわゆる男女共同参画都市としてのあり方にたどり着くのではないか、そのようにも思っております。したがって、いろいろな機会を通じて、女性の皆様方にも行政に多くかかわりを持っていただく、そのためには、行政側としても、いろいろな委員会等における女性の数等、議会等のご指導もいただきながら、一生懸命取り組んでおるところでございまして、そのようなことについてもぜひ皆様方のご理解、ご協力をお願いをいたしたいと思っております。なお、平成16年度から、旧保健センターを改装をいたしまして男女共同参画推進センターとしてもご活用いただきたいと思っております。行政が何をしてくれるのではなくて、私たちがそこで何ができるかというようなことをお考えをいただき、みずからの意思と行動力をこの活動センターで示していただければ、より一層男女共生社会が実現できるのではないか、その動きが加速されるのではないか、そんな期待も持っております。ぜひ、きょうのこの議会を一つのステップとして、さらに大きな飛躍のために皆様方のお力添えをよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それでは、きょうのこの議会が実のある議会として終了できますように、もしかしたら、そ

れはすべて答弁者側にかかっているということかもしれませんけれども、一生懸命我々も誠心誠意お答えをしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

それでは、限られた時間でありますけれども、お互いの協力によって実のある議論が深められることを祈念いたしまして、開会に当たっての、お礼を兼ねてお願いのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○司会（諸井和江委員）

ありがとうございました。

続きまして、本日事業の開催に当たり格別のご理解とご協力をいただきました入間市議会を代表して、石本入間市議会議長様に来賓としてご臨席をいただいておりますので、ごあいさつを賜りたいと存じます。

石本議長様、よろしくお願いをいたします。

○市議会議長（石本勝彦議長）

入間市女性議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。ご紹介いただきました議長の石本勝彦でございます。

本日ここに「男女共同参画都市宣言」実行委員会を中心といたしまして開催されます入間市女性議会は、男女共同参画社会の形成を目指す、本市にとりましても大変意義深い事業であると思っております。そして、この事業に当たりまして、多くの傍聴者の皆さん、そして多くの議員の皆様が傍聴席にご参加いただいておりますことを心から御礼を申し上げます。また、今回この議会に議員として積極的に参画されました皆さんにも、心から敬意を申し上げたいと思っております。

近年の我が国の社会環境を取り巻く環境を見ますと、男性だから、女性だからということではなく、両方の性をとらえた、ともに一個の人間としてこれらのことに取り組んでいくことが、安心して豊かな暮らし、そして人権を尊重する、そういう社会を築いていくことと思っております。そういう面では、この議会がそういうこと

のスタートになるようにできればと、皆様方に期待を申し上げたいと思います。

そして、こうした中で、先ほど木下市長もお話がありましたように、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が施行されました。そして、本市におきましても、平成9年3月にいるま男女共生プランを策定しておりまして、男女共同参画の促進を図っているところであります。ともに21世紀の男女共同参画社会の形成を目指し、女性の政策方針決定の場への積極的な参画を進めるためにも、私ども入間市議会におきましても積極的に推進をしているところでございます。

そういう中で、本議会の皆様方の一般質問の項目を拝見させていただきますと、財政運営におきまして補助金の出し方について、あり方について、また狭山市との合併、または入間市のまちづくり、商工業を中心とする中心活性化事業、それから小中学校の耐震についてはどうか。さらには特別養護老人ホームの待機の状況、少子化問題への対応など、多くの一般質問が多岐にわたって出されております。これらの一般質問につきまして、私ども議会としても、今日の問題として取り上げている項目でありますので、きょう参加の傍聴席に来ていただいております議員にとっても、大変楽しい一般質問であり、また答弁があるのではないかなと、そういうことで楽しみにしているのではないかと思います。そして、きょうは男女共同参画都市宣言の決議もされるということでございます。ぜひこれらの事業につきまして、貴重なご意見を活発に出していただきまして、活発な本会議になることをご期待申し上げます。

このことは、昨日衆議院選挙で史上2番目の低投票率ということでもございましたことにつきまして、何らかの市民に、また国民に対して政治への参画意識、また投票率がなぜ低いのかとか、そういう一つの提言といえますか、行政の関心、そういうことになることをぜひご期待を申し上げたいと思います。

結びに、本日の入間市女性議会の開催に当たりご尽力を賜りました実行委員会の皆様を初め関係各位にお礼を申し上げまして、皆様方の今後のますますのご活躍、ご健勝を祈念いたしましてあいさついたします。どうもありがとうございました。

○司会（諸井和江委員）

ありがとうございました。

以上をもちまして開会行事を終了いたします。

本 会 議



平成 15 年 入間市女性議会議事日程

日程番号	議案番号	件名
第 1		議席の決定
第 2		会議録署名議員の指名
第 3		会期の決定
第 4		一般質問
第 5	決議第 1 号	入間市男女共同参画都市宣言の実施に関する決議について

平成 15 年 入間市女性議会名簿

出席議員(11人)	議席番号1番 " 2番 " 3番 " 4番 " 5番 " 6番 " 7番 " 8番 " 9番 " 10番 " 11番	橋本とし子 山田早苗 平原律子 増田美智子 岩崎芳江 遠藤由貴子 澤田美由紀 斐 淵 珠 佐々木砂織 関谷ハツエ 細 渕 孔子
議会事務局職員	事務局 長 次 長 主 幹 主 査	吉川 廣 治 木下 和 久 加藤 薫 吉田 智博
事務局職員	企画課長	山本 孝
出席説明員	市 長 助 役 収 入 役 企 画 部 長 総 務 部 長 環 境 経 済 部 長 市 民 部 長 福 祉 部 長 健康福祉センター所長 建 設 部 長 区 画 整 理 部 長 水 道 事 業 管 理 者 教育委員会教育長 教育委員会教育総務部長 教育委員会生涯学習部長 消 防 長	木下 博 吉田一雄 諸井清治 吉川利武 栗原健壽 瀧澤啓次 栗原芳明 青木和男 山田修一 小久保忠司 吉野龍夫 西澤義一郎 石田宣雄 吉川 實 吉田竹雄 荒井恵久

◆開会及び開議の宣告（午前9時49分）

○議長（細渕孔子議員）



おはようございます。
ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成15年入間市女性議会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◆議事日程の報告

○議長（細渕孔子議員）

本日の議事日程については、お手元に配付してありますが、これによって議事を進行させていただきます。

◆日程第1 議席の決定

○議長（細渕孔子議員）

日程第1、議席の決定を行います。
議席は、議長において指定いたします。
議員諸君の氏名、議席の番号を議会事務局長に朗読させます。
吉川事務局長。

○事務局長（吉川廣治）

朗読いたします。

1番 橋本とし子	2番 山田 早苗
3番 平原 律子	4番 増田美智子
5番 岩崎 芳江	6番 遠藤由貴子
7番 澤田美由紀	8番 斐 淵珠
9番 佐々木砂織	10番 関谷ハツエ
11番 細渕 孔子	

以上で朗読を終わります。

○議長（細渕孔子議員）

ただいま朗読したとおり議席を決定いたしました。

◆日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（細渕孔子議員）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、1番、橋本議員、2番、山田議員、3番、平原議員、以上3名の方を指名いたします。

◆日程第3 会期の決定

○議長（細渕孔子議員）

日程第3、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。今女性議会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

○議長（細渕孔子議員）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◆日程第4 一般質問

○議長（細渕孔子議員）

日程第4、市政に対する一般質問を行います。
質問通告者は11人です。お手元に配付してあります通告書のとおり、順次質問を許します。

まず、関谷議員。

○10番議員（関谷ハツエ議員）



10番、関谷ハツエです。議長のお許しをいただきましたので、市政に対する一般質問を行わせていただきます。

私は、現在、市の連合婦人会長を始めとし、幾つかの団体の役員をしております。
役員として市のさまざまなことにかかわってみて、少し疑問に感じたことを本日は質問をさせていただきます。

今、全国的に自治体の財政運営が厳しくなっているなどの記事をよく見かけますが、入間市における財政運営も同様に厳しいものだろうと思われま。そこで、財政運営が厳しい時代の中、団体などの補助金のあり方についても身近なところから見直しが必要ではないでしょうか。そのような視点から、私は老人会の補助金と地域のお祭りなどへの補助金のあり方について2点お尋ねいたします。

まず、高齢化社会における老人会への補助金のあり方についてお聞きいたします。私が聞いたところによりますと、地域の老人会には、60歳になると入会ができるそうです。そして、各老人会には市から会員数により補助金がそれぞれに支出されていると聞いております。そのため、各地域でおよそ60歳になると老人会に入会するのが自然の流れとなり、60歳からの主な地域活動が、老人会を中心としたレクリエーション活動になっている現実があります。しかし、私の今までの活動経験から、60代は元気も気力も十分にありますので、その力を地域のためのボランティア活動に生かしていくべきだと思います。このような流れにしていくためにも、市の高齢者への支援には工夫が必要だと思われま。また、財政運営も厳しい時代の中で、市ではいろいろな団体などへの補助金の見直しが検討され、実際に私の所属している連合婦人会のように補助金が削減されている団体もあります。

そこで、このようなことを踏まえ、60歳からの入会を原則としている老人会への補助金のあり方について検討が必要になってきているのではないのでしょうか。今後ますます高齢者はふえると言われている中、老人会への補助金もふえていくことが予測されますので、交付対象の基準年齢を見直してみたいかかでしょうか。60代の元気な力を地域活動に生かしていただきたいという思いを踏まえ、老人会の市の人数割の補助金の支出について、私は対象年齢を老人医療の開始年齢と同様に70歳ならよいのではないかと思っております。その点について、老人

会の補助金の内容、対象年齢の見直しなどを含めた市のお考えをお聞かせください。

次に、地域のお祭りなどへの市の補助金のあり方についてお尋ねいたします。市では、地元の商店街の活性化を目的として、地域のお祭りなどの行事へ補助金を出していると思いま。しかし、この補助金をもらうために、わざわざ支出を多くしているような行事も見受けられま。以前私がかかわっていた地域のお祭りなどは、自分たちで工夫して手づくりで行っていましたが、補助金が出ることから、手づくりではなく、催し物が年々派手になってしまいました。補助金をもらうことが目的のような催しになり、地域、そして商店街の活性化という所期の目的が失われつつあるように思いま。寂しいと思いま。それは、私たちの地域の問題だけではないと聞き及んでおります。私は、お金を使うお祭りよりも、地域の人たちが知恵を出し、汗を流し、地元で商品をそろえ、老若男女が丸となってつくる手づくりの催しが、今は地域ごとに求められているのではないかと思いま。このようなことを促すために、市のお祭りなどへ出す補助金についても、きめ細かい見直しが必要だと思いま。身近なところの補助金の見直しに当たって、地域のお祭りなどへの補助金についても支出目的と内容の点検、報告によりチェックをする必要があると思いま。市のお考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（細淵孔子議員）

ただいまの質問に対し、木下市長に答弁を求めま。

○市長（木下 博）

それでは、関谷ハツエ議員のご質問にお答えをいたしま。

あそこに発言の残時間というのが載っておりまして、あれがゼロになると関谷議員の発言は終わるわけでございま。再質問ができる

ように、できるだけ簡潔にご答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、補助金の問題でございます。ご質問者もおっしゃっておられますように、今、地方自治体、大変な財政難に直面をしております。そして、この補助金というのが、今回の選挙でもいろいろ議論になりましたけれども、従来の官僚型政治の一つの残滓ざんしといいたまいますか、大きな問題点の一つだというふうに言われております。そして、今回は自民党も民主党も、国の補助金の見直しというようなことを言っているわけでありまして、したがって、私たちとしても、趣旨として補助金を見直していくというのは、過去においても取り組んできたところでもございます。また、議会からもいろいろとご指摘をいただいているわけでありまして、その補助金行政の果たしてきた役割というものも、ある程度考えていかないと、せっかく活動の行われている団体が、そのことによって中心を失ってしまうというようなことになっても、これは大きな問題点である。そうした矛盾を抱えながら、我々もいろいろな工夫をしているわけでありまして、ご質問者に厳しくご指摘をいただきましたけれども、既存の団体に対する補助金の削減、何でうちが削減されなければいけないのかというようなご意見もお伺いするわけですが、おかげで、今までにおいては多くの団体のご協力をいただいて、5パーセントカットとか、10パーセントカットとか、そういったご協力をいただいているわけでありまして、

ご指摘のありました、この老人会への補助金の問題でございます。老人クラブ、今現在15年の4月1日現在で、市内に74のクラブがございます。会員数は5,348人ということで、老人会への加入率が17.81パーセント、非常に低い加入率でございます。そして、日本の場合、60歳定年制が施行されておりますので、リタイアされる方が大変多いというようなことから、その第2の人生の活動の場というか、お互いの親善を図る場としての老人会への加入というのもふ

えているわけでありまして、特に私たち老人会の体育大会などに参りますと、あの方が60歳かと思われるような若い人たちも老人会に加入をされている。これは現実でございます。この老人会、老人クラブというものの活動内容でございますが、これもご質問者もおっしゃっておられました、いろいろなクラブ会員同士の友好親善というようなことを中心にしているわけでありまして、けれども、健康とか友愛とか奉仕とか、そういうようなことについても真剣に学ぼうというようなことにご努力をいただいていることも事実でございます。したがって、この老人クラブが補助金という一つの大きな柱によって運営をされている団体であるということも否定できないわけでありまして、これを今ご質問者おっしゃっているように、70歳からにしたかどうかというようなご提言でありますけれども、現在の日本の社会制度、60歳定年制というようなものがまだまだ定着化している段階においては、なかなかそこまで年齢を上げることは難しいというふうに思っております。特に60代の皆さんが非常に元気、70代の皆さんも元気です。したがって、そういう元気さからとらえれば、こういったものはなくしていくというのは、全くそのとおりだと思いますけれども、今まで歴史として積み上げてきたいろいろな活動を評価する点においては、ある程度の補助金というのは、活動資金としてやむを得ないのかなと思っております。

現在の状況でございますけれども、人員割としては、1人当たり850円、それからクラブ割といたしまして、会員数が50人未満が3万2,000円、それから50人から100人未満が4万7,000円、それから100人以上が6万5,000円ということで、総額では年額約800万円の予算を支出しているところでございます。この形は、この近隣すべての自治体においても、おおよそ同じような形をとられているということでございます。こうした状況の中で、今のような補助金をカットする、見直す、そういたします

と、先ほど言ったように現在の17パーセント強の加入率がもっと減ってしまう。場合によっては崩壊をしてしまう、そういうおそれもあります。事実会員さん方は、大体月額100円ないし200円。といいますと、年額で1,200円ないしは2,400円の会費を納めて、その老人クラブが維持されているということになりますと、その会を運営するためには、それ相応の補助金も必要であるというふうにも思います。

したがって、それをよしとするのではなくて、これからそういったことも踏まえて、老人クラブの皆さんともいろいろな話し合いをする。その中で、余り依存しないで自分たちで自立をしていく、そういうことの位置づけというものをしっかりしていくべきで、それが補助金カットの理由として年齢を上げるというようなことは、私はいい方法ではない。今の60歳というのはそれでいいけれども、いつまでもこういう補助金では難しいですよというようなことも訴えながら、お互いの理解を深め合う。その中で補助金についても見直しが図れば見直しを図っていく。こういったことで努力をしていきたいというふうに思いますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

それから、同じような問題として、地域の祭り等に対する補助金の問題がございます。ご質問者が、補助金をいただくために無理に行事をやっているのではないかというような手厳しいご質問もありましたけれども、私はそこまで実態というものをつかんではおりません。ただ、言い得ることは、この補助金というのが商工会に補助金を市から支出をし、そして商工会から各地域の活動状況に応じて、限度額、いわゆる事業費に対して何パーセントということではなくて、最高限度額50万円までというような形で補助金を支出しております。したがって、その中身によって新しい取り組みをしようというのが、もしかすれば補助金を欲しいためにやっているのではないかというような誤解を受ける部分もあると思いますけれども、そうしたとこ

ろはチェックの問題もあります。したがって、そういう補助金の正しい使われ方、そういうものを十分これからもチェックをしながら、補助金の効果と、地域社会、特に中心市街地から外れた地域の商店街というのは大変苦戦をしておりますので、1年に1度でも2度でも、そういうインパクトを与えることによって地域が活性化をするということは決してむだなことではないと思います。単にこれを補助金から見て議論するということは、必ずしも正しい方法ではないと思います。ただし、今おっしゃるように、全く補助金があるから行事をやろうということは、これは本末転倒の議論でありまして、決してそういうことのないように、これからも地域の祭り実行委員会の皆さんなどとも十分協議をしていければと思います。したがって、補助金の使われ方、その事業の効果、そういったものについてはこれからもしっかりと検証して、貴重な市民の税金が有効に活用されるように、これからも努力をしてまいりたいと思います。そういった中で、ある部分において見直しが必要というような問題も起こり得るかもしれませんが、現状においては私はその実態というものを認識しておりませんので、ご指摘は真摯に受けとめて、これからもそういう補助金行政のあり方について検討してまいりたいと思っております。

なお、おおむね各地区のお祭りといいますと、商工会のお祭りであるとか、夏祭りであるとか、そこに参加をされる多数の皆さんが大変喜ばれるというような部分も、ある程度配慮して、それが先ほど言った補助金効果というようにあらわれるわけです。その一つの事業をふやすことによってたくさんの方々が参加し、喜ぶ、そういうこともまた大切でございますから、単にお金ということに限らず、そういった部分でも、これから十分検討してまいりたい。そして、節約できるところ、例えば役員さん方の報酬とか会費、それから備品装飾品、また先ほどの話のように、自分たちでできる作業は自分たちです

る。そのようなことについてのご協力は、これからも要請していきたいと思っておりますので、この問題については、いましばらく時間をいただいて、十分そのお祭りの状況というものも、我々も関心を持って見詰めていきたいと思っておりますので、その点もぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上で私の答弁を終わらせていただきます。

○議長（細渕孔子議員）

次に、遠藤議員。

○6番議員（遠藤由貴子議員）



6番、遠藤由貴子です。議長のお許しをいただきましたので、市政に対する一般質問を行います。

現在、日本各地で市町村合併が盛んに議論されています。この入間市においても、隣接する狭山市との合併に向け、7月には市民と市長による懇談会、また9月には市民5,000人を対象にして意識調査も行われたようです。このように入間市民の私たちは、入間市の動向については市報等によって知ることができますが、合併相手として名前の挙がっている狭山市の状況については詳しく知ることができません。合併は相互の理解、そしてその上に成り立つ相互の合意があって初めて成立し得るものだと思います。そこで、現在入間市で把握している狭山市の進捗状況、そして狭山市民の意識について、できるだけ具体的にお答えをお願いいたします。

また、入間市においても、狭山市と歩調を合わせるかのように現在は合併の議論が下火になっているのではないのでしょうか。合併について数カ月にわたって何かしらの形で市報に取り上げられていたにもかかわらず、10月15日号、そして11月1日号の市報には一言も触れられていません。現在の入間市の取り組み、進捗状

況についてもあわせてお答えください。

また、市長は市民との懇談会の中で、住民投票を実施するという事に消極的なご発言をされていましたが、市民の中には最終的には住民投票をもって是非を判断すべきだとの声も聞かれます。この点について市長のご見解をお聞かせください。

次に、市長はこの懇談会の中で、合併後のまちづくりや市民の意見を施策に反映するためなどの議論を、合併協議会の中で行うとお答えされていましたが、合併協議会は2カ月に1度、多くても1カ月に1度程度しか開催されないということを知りました。入間市と狭山市においては、法定協議会を年内に立ち上げ、平成17年3月31日の、いわゆる合併特例法の期限に間に合うように取り組んでいくようですが、この期間を考えると、多くても12回程度しか開催されません。このような短時間の中で新市のまちづくりやメリット、デメリット論、そしてその上、市民の意見を吸い上げるなどといった細かい部分までの議論は可能なのでしょうか。また、そもそも平成17年3月31日という期限も、どこでラインを引くのか、総務省においても現時点では不明瞭になっていると思います。その点についてもお考えをお答えください。

以上、入間市、狭山市の進捗状況、合併協議会の2点についてお答えください。

○議長（細渕孔子議員）

ただいまの質問に対し、木下市長に答弁を求めます。

○市長（木下 博）

遠藤由貴子議員のご質問にお答えを申し上げます。

合併の問題についてのご質問でございます。もう今ご質問者がおっしゃっておられましたように、ほぼ全国自治体を巻き込んで、合併の議論というのがなされているわけでございます。我々地方自治体を預かる者として、現在の財政

状況、また国と地方の役割分担の関係、とかく従来型の地方と行政の関係は、すべて国に依存をして、そして自治体経営を行ってきたという反省がなければならぬと私は思っております。そのような視点から考えると、基礎自治体である市町村がしっかりとした受け皿をつくることによって、私は日本の政治も変えられるのではないかと。上からトップダウンで変えるのではなく、ボトムアップで私は変えていくべきだと考えます。それには、地方自治体もそれなりに汗を流さないと。ただ、上からの指示を待って、それに呼応するということは、決してとるべき方策ではないというような考えを持ってきております。

そして、先ほどの質問の前後するわけですが、平成17年の3月を期限として、この合併が今議論をされております。その理由は、合併特例法の期限内に合併が実現したところについては、国もその新市をつくるための財政支援を積極的に行いますよという約束がなされていることから、各自治体ともに、平成17年3月を目指して、いろいろな努力をしているところでございます。この合併特例法というのは、昭和43年の施行でございましたか、非常に古い法律なのです。ところが、いくら法律をつくっても効果がないということで、毎回延期ということで来たわけです。けれども、もういよいよこれ以上延ばせないという、その最終リミットが平成17年の3月であるということもご理解をいただきたいわけです。我々とすれば、せつかく合併をする以上は、そうした国の財政支援も受けて、できるだけ早く新しい市の未来につながるような施策をしっかりすべきだというような考え方から、この17年3月にこだわって、いろいろな議論を始めているところでございます。

そうした中で、今、具体的にご質問がありました狭山市との合併の問題について、どう狭山市の状況をとらえているかというご質問でございます。この問題は、今亡くなられましたけれども、前町田市長さんといろいろな話をする中

で、当時、両市の未来を考えたときに、選択肢として合併というものは大変重要であるというようにことからスタートいたしまして、いろいろな形で議論してまいりました。ところが、町田市長さん、ご病気でお亡くなりになられた、そういう事態が発生をいたしまして、確かに動き出した時点においては、狭山市さんの議論が若干、入間市の意識よりも低いのかなという感じもいたしました。しかし、その後、現在の中川市長さんが選挙出馬されまして、一番の公約として、入間市との合併を推進するという新しい政策をはっきりと打ち出したということがございます。そして、その結果、市長に当選をされたということになりますと、先ほどの住民投票条例ではありませんけれども、狭山市さんでは、いち早くそういったテーマを掲げて合併の議論を市民の方に投げかけたというところに、私はこの市長選挙の意義があったと思います。

そして、その結果、狭山市さんでも、説明会などは若干スタートがおくれましたけれども、現状においては大変積極的なご意見が出てきているというように思います。その点について幾つか申し上げます。狭山市においては、9月の18日から30日まで、市町村合併説明会を行って、9会場で921人の方々が参加をされ、これは入間市よりもたくさんの方々が参加をされております。そして、その説明終了後行ったアンケートの調査の結果では、賛成の意見が多かったというようなことでございます。そして、それらを受けて、10月1日から10日の間に、合併に関する市民意識調査を狭山市民5,000人を対象に行ったわけでありまして。その結果、41.3パーセントの回答率であったそうです。これらの結果を分類をいたしますと、合併に対する考え方ということにおいては、おおむね賛成という方が36.6パーセント、否定的と考える方が18.4パーセント、現時点ではわからないという方が43.8パーセント、こういう結果が出ました。確かに何の前ぶれもなく質問を受けて、「あなた、合併に反対ですか、賛成ですか」と問わ

れたときに、すぐに賛成、反対と答える方はなかなか少ない。したがって、この43パーセントのわからないという答えは、正直な結果だろうと思います。また、それらを総合して、合併の検討が必要と思うかという問いかけに対して、77.6パーセントの方が必要であるという答えをされているわけでありませう。同じ人たちに、合併の枠組み、これについて問いかけたところ、狭山市、入間市の枠組みが一番望ましいとする方が45.5パーセントあったわけでありませう。そして、次に狭山、入間、所沢が33.8パーセント、その他の枠組みは1けた台と、こういう結果が出ております。それでは、市長選でも狭山の市長さんが掲げた入間との合併を推進していくという考え方についてどうかと。これも同じ対象者にお聞きをしたところ、大いに理解できる、ある程度理解できると答えた人が64.4パーセント、圧倒的な数によって市長の考え方が支持をされ、全く理解できないというのは9.5パーセントで1けた台である、こういうことでありませう。

したがって、このような調査結果を踏まえて考えるに、両市の意識というのは、ほぼ同水準に来たというふうに考えているところでありませう。入間市においても調査をしたわけでありませうが、これはもうご承知の方もお思いますけれども、入間市では回答率が46.8パーセントということでありませう。そして、合併に関する意識では、おおむね狭山市と同じような方向性が出されておりませうして、肯定的な人が37.3パーセント、否定的な人が16.2パーセント、わからないという方が44.6パーセント、こういう数字でありませう。けれども、やはり合併の検討の必要性については、82.3パーセントの人が必要であると答えているわけでありませう。そしてまた、枠組みについては、狭山市との枠組みが望ましいという方が35.6パーセント、これらも狭山市よりもちょっと低いですがけれども、おおむね同じような方向を向いているということでありませう。

それからまた、市長のそういった姿勢に対して理解できるかという点については、大いに理解できる、ある程度理解できると答えた人が58.2パーセント、これも過半数を超えております。したがって、私はこれらの調査結果を踏まえた段階では、狭山、入間、両市民とも合併について、特に狭山市と入間市の合併については大きく理解が進んでいると私は理解をしているところでありませう。

次に、合併協議会の問題であります。ご質問者がおっしゃっておられるように、両市が合併をするということは、今までそれぞれの市にビジョンがあって、将来ビジョンを掲げて市政運営をしてきました。それを一緒にするわけですから、当然そこにすり合わせが必要です。したがって、一般論としては、一年半ないし2年ぐらいの準備が必要だろうということが言われております。この辺の問題については、国においてもその議論の進み方というもの非常に急激に高まっているというような実態を踏まえて、本来合併特例法では、3月31日までに新市を発足させないと財政支援措置をしないよというようなことから、その段階までに関係市、例えば入間と狭山であれば、両市の議会が合併議決をして、県知事に申達をすれば、恐らく申達して許可が来るまでに3カ月、4カ月かかるわけでありませう。そのような申達をする、そうした段階で成立したとみなして、財政支援措置を講じますよということ国が今検討していますので、恐らく特例法の期限が切れるまでには、そういった改正案が成立をするのではと、私は考えております。したがって、従来よりも期間的には若干緩和をされるということは言えるのではないのでしょうか。ただ、いずれにしても、できるだけ早急にこの合併協議会を立ち上げないと、ご指摘のとおり十分な議論、それからそれを市民にフィードバックする、そういった作業、手順が窮屈になるわけですから、私としてもできるだけ早く合併協議会を立ち上げていただきたい。これは両市の議会の皆さんにもいろいろとご協

議、またお願いをして、ぜひ、できれば年内に協議会が立ち上げられればという思いがしているわけです。けれども、これは両市が話し合っ
て決めていくわけでありますから、一方的なことは言えません。したがって、私の考えとしては、できるだけ年内に合併協議会を立ち上げて、できるだけ議論の時間を長くする、こういった方向を考えているところでございます。

そしてまた、この協議会のあり方でありませ
けれども、ご質問者がおっしゃっていましたが、1カ月に1度か2カ月に1度で本当に議論ができるのか。確かにそういうご指摘があります。したがって、今考えておりますのは、分科会というものをつくって、テーマごとにいろいろな問題点をピックアップをして、その分科会では、極端に言えば、1週間に1度とか2度とか、そういった頻度でもご検討いただいて、そして1カ月に1度なら1カ月に1度開かれる協議会の中でその問題を全体的に議論していただく、そういう2段階方式をとっていけば、議論は私は深められると思っておりますので、その点もぜひご理解をいただきたいと思うわけでござい
ます。

それから、いわゆる合併に伴う住民投票の問題であります。私は、日本は間接民主政治を採用しておりますから、直接民主制というのは限られた形で行われなければならないというように思っております。しかし、その中でこの住民投票というのは、住民意思の直接的な表現の方法として、私は評価をしております。ただし、これを合併の問題で議論をするというのは、まず住民投票ありきということではなくて、十分なPRを行い、市民のそういう意識を確認する中で、これは当然反対も多いとか、これは議論が沸騰するというような段階の最終段階で住民投票というのは実施されるべきであって、安易に最初から、住民投票で決めればいいではないかというような考え方には賛成できないと申し上げているのであって、決して私はこの住民投票についての意義というものを否定しているも

のではございません。したがって、合併問題については手を尽くすだけ尽くして、そして最後の段階として住民投票を活用すべきだと考えておりますので、その点もぜひ誤解なきよう、よろしくご理解のほどをお願いを申し上げたいと思っております。

なお、昨日も幸手市だったですか、五霞町と合併を推進する前市長が敗れて、そして久喜と県内の自治体と合併しようという市民の選択がありました。私は、あれも形を変えた住民投票の結果であろうというふうにも思います。したがって、これからもそういう市民動向をしっかり把握していく必要があると思っておりますので、ぜひそのような点についてもご指導がいただければありがたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（細淵孔子議員）

遠藤議員。

○6番議員（遠藤由貴子議員）

先ほども質問させていただいたのですが、入間市においては10月15日号と11月1日号の市報には、合併について何も触れられていないのです。先ほど市長がお答えされていた市民のアンケートで、入間市では82パーセントが検討が必要だと回答されているということですが、入間市は市民が情報を求めていることに対して、現時点で市民に対する広報活動等されていないように私は感じるのですが、これについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（細淵孔子議員）

木下市長。

○市長（木下 博）

私、この市民周知の方法なのですけれども、過去からずっと非常に問題意識を持っております。例えば市の行政広報である広報紙、もしくはインターネットの市のホームページ等を使っ

てPRをしています、そういったことが果たしてどれだけの市民にごらんになっていただいているのか。一人ひとりに聞いてみますと、ほとんどごらんになっていないという方が多いのです。我々は何も知らない。しかし、「こういう月、こういう月、こういう月にちゃんとやっています」、「いや、それ見なかった」、こういう方もおられるわけです。したがって、紙爆弾のようにそういう形で、ただPRをすればいいということではなくて、結果としていろいろな議論の結果を市民にお示しをしていく。一般論ではなくて、具体的な議論としてお示しして、初めて市民の皆さんの関心も沸いてくるのではないかと。そういった意味では、先程申し上げたように、まず合併協議会という一つの公的な部分を立ち上げて、それによってまずインパクトを与える。それからまた、市民の皆さんの関心を巻き起こしていく。ただ、むやみやたらと紙を配っていれば、それがPRになるとは私は考えておりません。したがって、これからそういう努力をするためにも、一日も早く合併協議会で具体的な議論に入っていければ、より市民の皆さんの関心も高まってくるのではないかと、そのように思っています。

○議長（細渕孔子議員）

次に、平原議員。

○3番議員（平原律子議員）



3番、平原律子です。議長のお許しをいただきましたので、市政に対する一般質問を行います。

初めに、少子高齢社会における入間市のまちづくりについてお尋ねをいたします。私は、入間市に転入をいたしまして22年になりました。500世帯余りの中規模な団地に住んでおります。入居当時は30歳代から50歳代だった住民は、現在50歳代か

ら70歳代になっております。したがって、高齢者世帯でありましたり、単身の高齢者世帯がふえております。入間市は首都圏のベッドタウンとしての機能も担ってまいりましたので、私が住む団地と同様に少子高齢型の世帯分布になりつつある多くの集合住宅があるのではないのでしょうか。少子高齢社会は活力に乏しい社会とされ、不安が強調されていますが、私は違った見方をしております。

人生50年の時代には、子育てや働き盛りから一転して人生のステージが終了したわけですが、人生80年の時代には、子育てや働き盛りを卒業した成熟をした人材が地域に多数そろっていて、非常に地域が豊かな社会であると考えています。このような中でも、特に私は人口密度が高い集合住宅は多様な人材の宝庫であると考えています。また、集合住宅の周辺は生活環境の基盤も整備され、充実をしています。集合住宅を中核に、地域住民力の活用や小規模多機能な生活支援を重視した入間市独自のまちづくりを具現化できないでしょうか。入間市のまちづくりの現状について、具体的な取り組み内容を伺います。

続きまして、「元気な入間」まちづくりと地域福祉計画の整合性について伺います。市町村地域福祉計画は、少子高齢社会を豊かなものとするための指針として位置づけられ、都道府県の指導を受けながら市町村が策定を行います。私は、市町村地域福祉計画の主役は地域住民であると考えています。非常に厳しいことですが、豊かな地域社会をつくることにおいて住民一人ひとりの自己責任力が問われていると受けとめています。私自身は、ようやく主役としての意識に目覚めたところですが、何とか創意工夫を持って役割を果たしたいと決意をしております。

まず、地域福祉計画の策定には地域住民と行政が正しい情報を持ち寄り、入間市の各地域の現状や特性を共通認識し合える機会の確保が重要です。私は、幅広い活動領域を持ち、既に先行して進められている「元気な入間」まちづくり計画と地域福祉計画が効果的に連動できなけ

ればならないと考えています。「元気な入間」まちづくりの現状と地域福祉計画の作成の進め方について伺います。

以上を質問とさせていただきます。

○議長（細渕孔子議員）

ただいまの質問に対し吉川企画部長に答弁を求めます。

○企画部長（吉川利武）

平原議員のご質問にお答え申し上げます。

少子高齢社会における入間市独自のまちづくりの現状についてお答えを申し上げます。入間市は、平成13年11月、市制施行35周年に際しまして、市民が主役となり、また市民と行政との協働によるまちづくり推進を趣旨といたしまして、「元気な入間」都市宣言を市内外に発信をいたしましたところでございます。当市では、この都市宣言以前におきましても、さまざまなまちづくりにかかわる計画策定や事業展開等の中で、広く市民の参加及び参画を推進し、市民の皆さんの積極的なかかわりによるまちづくりを展開をしてまいりました。都市宣言以後は、都市宣言の趣旨を実現をすべく、まず市民委員14人により、「元気な入間まちづくり条例検討会議」を組織をいたしまして、これから入間市が進めるまちづくりの礎とすべく、元気な入間まちづくり条例をゼロから手づくりによる策定をお願いをしてきたところでございます。間もなく素案の提言がなされる予定でございます。地方分権時代の憲法とも言えるものではないかと理解をいたしておるところでございます。そして、この条例の精神にのっとりまして、「元気な入間」のまちづくりを実践をしていくわけでございますが、まさにご質問者のおっしゃる入間市独自の住民参画型のまちづくりのあり方や、協働のあり方を形づくり、真に市民が主役となったまちづくりを推進していかなければならないと考えております。

そこで、次のステップといたしましては、現

在提言される予定の条例を効果的に機能させることを目的として、協働により進めるまちづくり検討会議を市民により組織をいただきまして、検討をいただいております。また、一方では、行政組織も、市民参画や協働をスムーズに進めるための体制づくりとして、システムを形成していかなければなりませんので、職員による庁内検討会議を組織して、現在検討を進めているところでございます。こうして、もろもろの条件を整備して、今後市民が主役となって進める「元気な入間」のまちづくりが活発に展開されていくものと考えております。そうした中で、女性はもとより、定年退職して地域に戻ってきた方々などの豊富な人材、地域力が生かされていくものと期待をいたしております。地方分権時代と言われる時代に、本当の市民自治への転換を全国の自治体がいろいろと模索をしながら進めております。まちづくり条例の制定は、県下では3番目ではありますが、純粋に市民だけの手づくりというのは入間市だけあります。「元気な入間」のまちづくりに関しては、都市宣言の提言から始まり、徹底して市民の皆さん自らで話し合い、考えていただき、行政と協働をしながら形づくっております。自分たちのまちのまちづくりを、市民自身で考えていくという入間市民のパワーが十分発揮されているものであり、全国に誇れるまちづくりが進められているものと理解をいたしております。

以上で答弁を終わります。

○議長（細渕孔子議員）

次に、木下市長に答弁を求めます。

○市長（木下 博）

平原律子議員のご質問にお答えを申し上げます。

「元気な入間」まちづくりと地域福祉計画の整合性ということでご質問がございました。私は今平原議員のご質問をお伺いしておりまして、非常に心強く思いました。まさに、今、市民自

治というこの言葉を現実のものにするためには、市民の皆さん自身がどれだけ自己責任を果たすか、その意識が非常に大切だと思っております。そうした動きの中で、行政とうまくそれをドッキングさせて、よりよいまちをつくっていく。これがまさにこの「元気な入間」まちづくりの基本理念でございます。サブタイトルにもありますように、「生き生き入間、人・まち・自然」、この「元気な入間」の構成要素は、人であり、まちであり、自然であると、こういうたい上げをしているわけでございます。

そのような中で、人が元気ということは、やはり行政に積極的に、参加ではなくて参画をして、そしてそこでいろいろな提言もする中で、よりよいものをつくり上げていく、これが私は大切なことだと思っております。そういった意味では、この地域福祉計画というものも、当然のことながら、そういった手法を使いながら、これから検討してまいりたいというように基本的には思っております。いよいよこれは平成16年からこの検討が始まるわけでございます。これは福祉計画でありますから、当然国のある程度のリーダーシップ、それから行政側のある程度の企画提案、それを市民の皆さんがいかに議論し、そして形をつくっていくか、そのような共同作業が、私は大切だと思っております。最初から、全部市民の皆さんのどうぞというので投げるのではなくて、やはりそこに一つの方向性というものを示しながら、しかしそれに行政が固執するのではなくて、市民の自由な発想によって、それらの議論を進めていく。このことが私は一番大切なことだと思っております。入間市で、今までワークショップというような形も取り入れながら、こういう問題について対処してきました。そのような意味では、もう既に実践活動はなされておりますから、この地域福祉計画につきましても、ある程度のたたき台をつくる中で、市民の皆さんと今度は真剣な議論を進めていく。そのことによって、多くの福祉を求める方々の望みにより近い計画ができ上

がっていくのではないかと、そのように思っております。

したがって、「元気な入間」のまちづくりをまさに実践する一つ的手段として、この地域福祉計画があると私は位置づけておりますので、ぜひ今後とも積極的な、ご参加でなくて参画をよろしくお願い申し上げたい。また、行政側もいろいろなところからデータを取り寄せて、そしてメニューとしてご提案申し上げますから、うまく料理をしていただければありがたいなど、そのように思っております。

以上で終わります。

○議長（細淵孔子議員）

ここで休憩いたします。

午前10時44分 休 憩

午前10時58分 再 開

○議長（細淵孔子議員）

会議を再開いたします。

次に、増田議員。

○4番議員（増田美智子議員）



4番、増田美智子です。議長のお許しをいただきましたので、市政に対する一般質問を行います。

まちづくり、公園づくりについて2点ほど質問いたします。

第1点目といたしまして、入間市は加治丘陵というすばらしい自然があり、そこに住む私どもは幸せだと思っております。そこで、今後加治丘陵をどのように整備していくのかをお聞かせください。

第2点目として、公園づくりについて質問いたします。私が住んでいる東金子地区の入間台には、公園が4カ所ございます。しかし、設置

位置が偏っているように感じます。と申しますのは、遺跡公園と汚水処理場跡地に最近児童公園ができました。一見すると、公園が2カ所並んで設置されているように感じますし、一方、同じ入間台の中でも公園のない地区もございます。そこで、公園をつくる時、どういう基準でつくるのかをお尋ねいたします。また、汚水処理場跡地が放置自転車の一時置き場になっているようですが、夏場には草が生え、少し見苦しいように感じます。入間台の入り口でもありますし、管理方法を見直す考えがあるか、お尋ねいたします。

次に、震災時の水道管についてお尋ねいたします。9月26日に起きました2003年十勝沖地震で、水道管の破裂が多々あったようですが、入間市では現在埋設している管は地震に強い管を使用しているとお聞きしましたが、まだ老朽化し震災に耐えられない古い管もあるのでしょうか。あるとしたらどのくらいの距離を布設がえしなければならぬのか、お尋ねいたします。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

○議長（細渕孔子議員）

ただいまの質問に対し、木下市長に答弁を求めます。

○市長（木下 博）

増田美智子議員のご質問にお答えを申し上げます。

大変簡潔なご質問でございますが第1回目を終わるといことになりますと、第2回目がどういう形で出されるのか、いささか気になるころでもございます。

まず、加治丘陵の問題について、私の方からお答えをさせていただきます。私も市長就任以来11年がたつわけでございますけれども、この市長選の私の公約の大きな一つとして、加治丘陵の公有地化、そして保全と利用を図っていきたい、こういう訴えをいたしたわけでございます。現在までに大変たくさんの会合を重ね、地

権者のご意見を拝聴し、また多くの自然保護団体の方々の議論を受けながら、そして最終的には市民参加によるワークショップ方式というような形で、この加治丘陵の利用と保全の問題について、現在まで取り組んできたわけでございます。そして、その間、平成5年度から市議会議員さんの皆さんのご理解もいただきながら、公有地化にも努めてまいりました。今、県の緑のトラスト基金というものを活用させていただいて、用地買収中でございますので、余り遠くない時期に、50ヘクタールにも及ぶ用地が公有地化できるのではないかと考えております。そして、そのような活動とともに多くの市民ボランティア団体が、この加治丘陵をベースにしていろいろな活動を展開していただいております。例えば加治丘陵さとやま探検隊とか、山林管理ボランティアというような方々もNPO法人を立ち上げて、この加治丘陵を守っていくという動きもしていただいております。私は今まで取り組んできたこの加治丘陵を守ろうという主張が、多くの市民にご理解をいただけたことで、大変うれしく思っております。それにも増して、地権者の皆様方が、今から十数年前、まだまだ開発志向の強かった時代に決断をしていただいて、私の考え方に同意を示していただいたことについて、心から感謝をしているところでもございます。

このような中で、ご質問者もおっしゃっておられましたけれども、これから加治丘陵をどうしていくのか、このご質問でございます。ご質問者も十分ご承知のように、あの加治丘陵は里山でございます。里山は古くから人間と共存共栄の関係にあるわけでございますから、人間が手入れを怠ると、逆にその生態系が変化をしてしまう、こういった問題を抱えております。よく自然保護団体というよりも、自然の好きな方々、あのまま置いたらいいのではないかと、こうおっしゃるのでございますけれども、今も既に破壊が始まっております。したがって、できる限り下草刈りとか枝打ちとか、そういった手を加えな

がら、この丘陵を守っていくというのは基本でございませう。その中で、今、市の方ではいろいろこの加治丘陵を活用する、市民の皆さんも、貴重な税を使って公有地化して、ただ眺めているというのは残念だというような声もあります。したがって、そうした声も受けながら、これからいよいよ具体的にあの加治丘陵の利用計画を実現化していきたいと思っております。加治丘陵は、424ヘクタールあるわけでございます。この中で、平成10年の3月に加治丘陵さつやま計画を策定させていただきました。ここに至るまでも相当多くの方々のご意見をいただきまして、この計画を策定したところでございませう。

そして、その内容でございますが、加治丘陵の中を保全、それから活用、そういう五つの区域にいたしました。まず、第1番目が自然体験区域、105ヘクタール、それから2番目が自然環境研究区域、21ヘクタール、3番目が自然活用区域、142ヘクタール、また4番目としては、自然観察区域が116ヘクタール、そして5番目が文化交流区域、40ヘクタールと、こういう区分をいたしましたわけでございます。この5番目の関係は、武蔵野音楽大学がありますから、あのエリアとお考えをいただければ理解が早いと思ひます。

まず、今我々が具体的な作業として予定しておりますのは、この第1番目の自然体験区域の整備の問題でございます。これは、できるだけ入間市民の皆さんに自然公園のような形で親しんでいただこう、そういうコンセプトを持って、この計画を実現しようとしているわけでございます。その自然体験区域105ヘクタールの内容でございますけれども、教育の場というような位置づけから、体験学習等にもっとこの地域を活用して推進しようではないかということで、自然観察路、野鳥等、動植物を観察する観察小屋の配置、このようなものを総称して学習の森ゾーンというように位置づけをしております。それから、飯能市側にあげばの子供の森公園があるのですけれども、ここに接続するところに、子供たちの冒険心を満たしていただけるような

探検の森ゾーンというものを位置づけております。そしてまた、そのそばには、家族でピクニック等、また間伐材で木作業を行うとか、そういう自然体験ができるようなセンター機能ゾーン。それから四季折々に咲く花を楽しめるような四季の森ゾーン、こういう計画をしているわけでございます。そのほかに、できるだけ手つかずの自然も残そうということで、聖域の森ゾーン、それからまた鎮守の森ゾーンということで、自然の豊かな場所については、できるだけ手を入れないで、自然の形を残していこうと考えております。

大きく分けますと、こうしたゾーニングをいたしまして、これらの都市公園化の方向に向けて、今準備をしているところでございませう。また、残念ながら、補助金等が見直される段階に来ているとは言いながら、今の段階ではやはり都市計画法によって都市公園として指定をされますと、この工事費等費用が国庫補助されるわけでありまして、まだ我々としても、この魅力には抗し切れぬ。やはりまだこれらは活用して行かなければならぬということで、今そういった方向に向かって努力をしているところでございませう。

なお、先ほど申し上げました、緑のトラスト基金によりまして、買収を約13ヘクタールほど何とか年内に買えるのではないかとおもう思っておりますが、これらについては散策路等も設置をして、できるだけ自然の加治丘陵を市民の皆さんに体験をしていただこうというような計画も進めております。こういったことを一つひとつ実現するには、予算もかかれば、大変な期間もかかります。したがって、我々としては、そうした一つひとつの市の事業を見る限りにおいても、先ほども遠藤議員からご質問がありましたけれども、合併という選択肢もやはり当然必要ではないかというように思っているところでございませう。ぜひこの加治丘陵の活用について、またいろいろご提言がありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（細渕孔子議員）

次に、瀧澤環境経済部長に答弁を求めます。

○環境経済部長（瀧澤啓次）

増田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

公園づくりの基準についてのご質問でございますが、都市公園の設置基準についての目的や配置につきましては、都市公園法に定められているところでございます。特に誘致距離の標準でございますが、これまでは250メートルから500メートルと定められておりました。しかし、平成15年3月に法律が改正されまして、現在におきましては、誘致距離につきましては、地域の实情に応じた適正な配置を考慮し、整備するようとなっております。したがって、当市におきましても、今後はこの基準をもとに、地域の要望、あるいは生活環境等考慮しながら整備を進めてまいりたいというように考えているところでございます。

先ほどご質問者がおっしゃってございました入間台地区の公園でございますが、これにつきましては、企業の開発によりまして街区公園として設置されたものでございますが、誘致距離の250メートルを基本に整備されたものを市が帰属を受けて、現在管理をしているというものでございます。

それから、入間台遺跡公園に隣接する入間台南公園の関係でございますが、これにつきましては、先ほどご質問者もおっしゃってございましたが、公共下水道の供用開始に伴いまして、汚水処理場が廃止ということになりましたので、この跡地の利用計画につきまして、地域の自治会、それから市の関係課等々といろいろと協議を重ねたところでございましたが、最終的には、公園としての整備をしていこうとのことで意見の一致が見られましたので、入間台の遺跡公園にはない遊具を備えた児童公園として設置をさ

せていただいたというものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（細渕孔子議員）

次に、栗原市民部長に答弁を求めます。

○市民部長（栗原芳明）

増田議員のご質問にお答えをいたします。

入間台の汚水処理場跡地の管理方法を見直す考えはというご質問でございます。ご指摘の施設、これはご指摘のとおり平成9年の2月から自転車の一時保管場所といたしまして活用いたしておりまして、およそ200台の自転車が収容できる施設でございます。現在市内には12の無料自転車駐車場がございます。そういった施設に長期にわたり放置してある自転車、つまり捨てられている自転車が後を絶たないわけでございます。私どもその処理に非常に苦慮しているところでございます。ここは、そういった自転車を一時保管する施設として利用させていただいておるわけでございます。保管が3カ月ほど過ぎますと、自転車はその後廃棄処分をすると、このような手順になっておりますが、市内にはこのような保管場所があと1カ所、高倉地区にございまして、年々こういった捨てられる自転車が増加傾向にございまして、現在2カ所ともほぼ満杯の状況でございます。そんなことでございまして、担当といたしましては、貴重な保管場所として活用させていただいておるところでございます。

ご質問者のご指摘のとおり、敷地内は舗装されていないということもございまして、非常に草が生えやすいと、こういうことから、私どもの年2回、ことしは6月と10月だったのですが、雑草の除去をいたしておるところでございます。今後さらに、特に草が繁茂する時期と、現場をよく確認しながら除草等対応を図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。いずれにしましても、地域の皆

様に不快感を与えることのないように、環境面でも十分配慮してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（細淵孔子議員）

次に、西澤水道事業管理者に答弁を求めます。

○水道事業管理者（西澤義一郎）

震災時の水道管について、増田議員のご質問にお答えをいたします。

本年9月26日発生しました十勝沖地震は、地震規模マグニチュード8という激震災害に見回れ、家屋の倒壊や道路の寸断、ライフラインの破損等、大きな被害をもたらしました。この地震による北海道内の断水戸数は30市町村、約1万6,000世帯と報告されております。震度5が確認されました帯広市、釧路市や震度6が確認された日高市、浦河町、静内町では、水道管の破損や停電などの影響から、断水が余儀なくされました。また、今回の地震による水道管の被害状況等の詳しい内容はまだ報告されておりましたが、ほとんどの地区で配水管の断裂による断水が原因であったと報告をされております。水道施設である浄水場や配水池には大きな被害はなかったものと報告されており、耐震化が進んでいるものと思われまます。入間市でも、地震等の災害に強い施設づくりを目指し、老朽施設の更新や老朽管の布設替えを積極的に実施をしております。まず、老朽施設の更新については、いざというときの給水拠点の確保として、鍵山浄水場を初め東金子配水場などの各施設の耐震化を計画的に図ってまいります。

ご質問の古い埋設管の布設替え及びあとのくらの更新が必要なのかについてお答えいたします。古い埋設管と言われております管は、石綿セメント管と言われており、昭和20年代後半から40年代後半まで、全国的に使用されたものです。石綿セメント管は、アスベスト繊維とセメントを原料としたもので、アスベストによ

る発がん性が人体に影響を及ぼすのではないかと指摘や管の耐久性等から昭和60年に製造が中止され、昭和63年には廃止され、現在では使用されておられません。入間市にも、この石綿セメント管が埋設されており、布設替えを計画的に実施をしておりますのでございます。平成14年度末の残存延長は約3,800メートルとなっております。今後も継続的に実施をいたしまして、平成17年度までには市内全域の石綿セメント管の更新を完了する予定でございませす。今後につきましても、改善策等につきましているいろいろご提言をいただければ幸いですと思っております。今後ともよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（細淵孔子議員）

次に、橋本議員。

○1番議員（橋本とし子議員）



1番、橋本とし子です。議長のお許しをいただきましたので、市政に対する一般質問を行います。

私は、現在商工会女性部の役員を含め、さまざまな団体の役員をしています。特に中小企業の役員として

活動してみて感じた疑問と、商店街にシャッターのおりた店がふえている現状から感じた不安から、市の商工業の発展について、本日は質問いたします。

最初に、商工業の発展についての中で、個人商店が生き残れるような商店街づくりについてお尋ねします。現在入間市では、ジャスコを含め大規模商店が次々とできて開店しています。これは、まちが活気づき、市の活気にもつながっていることは否定できないと思います。しかし、このような大型店との競争は、私たち中小企業や商店にとって、個人の采配だけでは立ち行かない、とても厳しい現状があります。こ

のような個人商店が生き残りがたい現状を踏まえ、私たちの入間市でも高齢社会を迎えつつあります。今、高齢社会における町のあり方、特に商店街のことを考えると、地元の個人商店の大切さを真剣に考える必要性が出てきているのではないのでしょうか。そこで、市として大型店だけではなく、個人商店が生き残っていただけるような商店街の活性化についてどのように考えているかをお聞かせください。

また、個人商店や中小企業では、女性たちが対等な働き手として大いに活躍しています。私たち商工会に所属する中小企業の女性たちは、地域によって活動はさまざまですが、女性ならではのきめ細かさとまとまりのよさでいろいろな行事に参加しています。このような経験から、中小の商店の生き残るアイデアはそれぞれに持っていると思いますので、その力を集め、生かすことも大切だと思っています。全国的に見ても、女性が元気に商売を行っているまちは、まち全体が元気になっているという実績もあります。そこで、市としてもぜひ私たち女性の力を活用していただく方策を考えていただきたいと思いますので、方針などあればお聞かせください。

次に、商店街の隣接市との交流について、市の考え方をお尋ねします。現在情報化の時代と言われている中で、情報の大切さが盛んに述べられています。私たち中小企業が生き残れるためには、情報がとても大切であり、また必要なことでもあります。しかし、私たち入間市の商工会の組織が直接隣接市と交流を行おうとすると、窓口である所沢市や狭山市、飯能市の商工会議所とでは、組織の違いなどによりなかなかスムーズに進みません。このような現状を踏まえて、情報の大切さを考えると、まず身近な隣接の商店街との交流を図り、さまざまな情報を交換し、ネットワークをつくっていくことがなるべく早く必要だと思います。そこで、このような視点から、市として商店街の他市との交流をどのように考えているか、情報を含めたネッ

トワーク化をどう踏まえているかなどを含めて、計画や考え方をお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

○議長（細淵孔子議員）

ただいまの質問に対し、木下市長に答弁を求めます。

○市長（木下 博）

橋本とし子議員のご質問にお答えを申し上げます。

個人商店の深刻な現状というものは、ご質問者と私自身共有をしているというように思うわけでございます。特にこの入間市におきましては、十数年前までは、比較的大店法が生きていた時代というのは大型店舗の進出が少なかったのですけれども、あの大型法が緩和をされるに従って出店攻勢というのがかけられてまいりました。今ご質問者もおっしゃったように、イオンさん等においては大変大きな店舗でありまして、確かに地域の活性化、また市勢の活性化、雇用の拡大、いろいろな点でメリットがあるわけですが、反面、優勝劣敗といいましょうか、伸びるところは伸びていく、その陰で中小小売店が影響を受ける。これもまた避けられない現実になっております。何とかこのような状況を少しでも打開をしていかなければならぬということは、私も常々念頭にあるわけでございます。したがって、入間市におきましては、中心市街地活性化法等の手法も導入をして、そして、まず市の中心街からシャッター通りの汚名を返上しようということで、今、努力をしているところでもございます。しかしながら、大型店の出店攻勢に抗し切れないというのも現状でございます。非常にこれは悩ましい問題であるということは事実でございます。

なお、まず最初に数字的に申し上げますけれども、入間市におきましては、先ほど申し上げましたように、大型店の占める割合というのが、現在はもう売り場面積では80パーセント近く

に達している、県下でも最大級のシェア率になっております。反面、では、店舗数で見るとどうかというと、98パーセントの店舗が、いわゆる中小小売店ということで、全くこの面積と店舗数というのはアンバランスといいたいまいしょうか、不均衡な状態が続いているわけでありまして。影響を受ける度合いも強いと、こういうことでございます。したがって、地域ごとにいろいろな、先ほど商工会、地域の祭り等に対する補助金の問題もございましたけれども、そのようなことも含めて、少しでも地域を活性化するためにとり得る手段を商工会とも連携をしながら進めているところでございます。そして、商工会においてもTMO、いわゆる中心市街地活性化等についての取り組みを積極的に行っていくということで、振興組合等を立ち上げる中で、扇町屋中心商店街、こうしたところが取り組んでいるところでもございます。そしてまた、これも市内でもございますけれども、ルマチップ事業があり、市内商店街の方々がご参加をいただいて、自助努力をさせていただいているわけですが、これも店舗数に限りがあるということで、なかなか多く広がらないと、関係者は苦慮しているというようにもお聞きをしているわけでございます。したがって、今後とも市といたしましては商工会、それから各地区の商店街と十分協議をする中で、地元商店街の生き残れるような対策を講じてまいりたいと思っておりますので、今後ともいろいろな点についてご提言がいただければありがたいなと思っております。

実は、先日埼玉県の上野市で、ある大学の教授を呼んで講演会が開かれました。その題名はまさに「地域の活性化と商店街づくり」であり、そのお話をいただいたのですけれども、非常に衝撃的なことを言われました。この方は全国で数十カ所のまちづくり、商店街を通じたまちづくりというものについて取り組んでいるのです。けれども、今まで調査した数十件の各市町村の、事例で、まず行政が補助金を出した事業で成功している事例はないと。絶対に行政は、

特にそういうまちづくりの具体的な取り組みに対して、言われなき補助金を出しなさんなと、こういうことをはっきり指摘をされたわけでございます。これは各自治体とも、額の大小は別といたしまして、みんなしておりますから、それぞれの自治体の長は一体どういう考え方をしていくべきかということで悩んでいたようでございます。

この方の一つの事例ですけれども、これは女性の活力活用というようなご質問に絡むと思いますが、定かではないのですが杉並か板橋で、やはりシャッター通りと言われる中心地の空洞化が起こったそうでございます。例に漏れず、個人商店主の皆さんは、毎夜と言ってもいいほど、会合、会合、会合を重ねている、それで、うちに帰ってくると酔っぱらって帰ってくる。出てくるのは愚痴だけだと。そんなぐうたらな亭主に任せておけないということで、ある商店主のご婦人が1人で立ち上がって、私がサロン風のランチショップをつくるから、その商店街の空き店舗を貸してくれと。そこでは年齢制限をして、ここからここまでのお年寄りはずいぶんいらっしゃる。昼食を500円で、コーヒーとかいろいろなものをつけて、そこには何時間いても結構ですよ。サロンみたいな形でしたそうです。ところが、これが大当たりをして、そういう方々がそこに集まってきた。そうすると、今度は若い子育てをしている方々が、いわゆる地域の子育て支援ではありませんけれども、何かお年寄りの知恵をかりたいというので、集まってきた。非常にその付近が活性化されたという事例を話されておりました。

これは成功事例として話されているわけでありまして、現実やってみると、いろいろな問題点あると思うのです。先ほど女性のきめ細かさというお言葉がございましたけれども、これを追及していくと、男女共同参画都市宣言をした自治体で、女性のきめ細かさを特別視するのとおしかり受けるかもしれません。けれども、そうした配慮がいかされる中で、今のお話、少

子高齢社会をうまく生き抜ける、そういう方策も見つかるのではないかと思うのです。したがって、必ずしも行政で何か用意してよと、私たちを使ってよということばかりでなくて、自分たちに何かできないだろうかということでお考えをいただいて、それに対して行政も応援すべきものは応援をしていく。そのようなことによって効果が出てくるのではないのかなとも思います。ぜひ橋本さんも商工会の役員としてもご活躍でございますから、もしいろいろなアイデア等がありましたら出していただいて、これからの空洞化が進行する入間市のまちづくりというものをリードしていただければありがたい。我々も一生懸命これから努力をしておりますので、よろしくご指導、またご協力をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（細渕孔子議員）

次に、瀧澤環境経済部長に答弁を求めます。

○環境経済部長（瀧澤啓次）

橋本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私に対しましては、商店街の隣接市との交流について、また情報を含めたネットワークをどうとらえているのかということでございますが、まず第1点目の隣接市との交流の関係でございますが、ご質問者がおっしゃっておりますように身近な隣接地の商店街との交流につきましての必要性、また重要性につきましては意見を一致するところでございます。

そこで、最初に、隣接市の商店街との交流事例を紹介させていただきますが、商工会の東藤沢支部、いわゆるサンロード商店街でございますが、これにつきましては、所沢市の商店街と一緒にあって、毎年8月に阿波踊り大会という商店街事業を実施しております。このように隣接する商店街同士であれば利害と目的が一致しておりますので、連携、協力して、販売促進活

動、あるいはキャンペーン等が可能かと思えます。しかしながら、商店街が離れておりますと、こうした共同事業は難しいのかな、また交流も難しいのかなとも考えておるところでございます。

先ほどご質問者がおっしゃっていましたが、周辺隣接市が、商工会議所なので、交流をしようとしてもなかなかスムーズにいかないというご指摘をいただいたわけですが、組織の違いはありますけれども、入間市商工会の事務レベルにおきましては、大型店対策、融資の情報提供、あるいは共同による研修会、こういうものも開催していると聞いております。また、行政間におきまして、連絡協議会等を通じまして、いろいろな情報交換を行っているところでございます。したがって、商工会女性部、あるいは商店街等で隣接の商店街を視察したい、あるいは一緒に研修をしたいということがございますれば、ぜひお申し出をいただきたいと考えてもいるところでございます。

次に、情報ネットワーク化の問題でございますが、市内の商工業者の関係につきましては、すべてではございませんが、既に市の方でデータベース化してございますので、入間市のホームページから元気な入間産業情報、これらをごらんいただければ交流は可能であろうというように思っております。

それから、商店街でインターネット、ホームページを開設し、情報交換、これらを行っている商店街につきましては、入間市内では、今アポポ商店街一つでございます。隣接では、所沢市、狭山市におきまして、それぞれ4商店街でやはりこういったネットを立ち上げて意見交換をしているというようなのが現状でございます。こうした活動をしておりますので、そういったところへ、商店街でなくて個人でもアクセスが可能なのかなと思えますので、もし商店街にそういうものがなくても、情報を得る、あるいは発信する、そういったことは可能であろうと考えております。

それから、商店街のネットワークという形で、パソコンをアクセスいたしますと、全国の商店街のそういう情報が収集できるようにもなっておるようでございますので、ごらんいただければありがたいなと思います。市といたしましても、全国におけるそういった先進市での成功事例、あるいは空き店舗対策、地域通貨などに関する情報には収集に努めておりますので、これからも地元に対しまして、そういった情報を提供してまいりたいというようには考えております。

いずれにいたしましても、先ほど市長も言っておりましたが、商工会、それから商店街、市行政の連携が、いわゆる一番大切な情報ネットワークであろうかなとも考えておるところでございますので、今後もさらに交流を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（細渕孔子議員）

次に、山田議員。

○2番議員（山田早苗議員）



2番、山田早苗です。議長のお許しをいただきましたので、市政に対する一般質問を行います。

私は、小中学校校舎の耐震診断及び安全点検について質問いたします。この件については、6月の第2回

入間市議会定例会にて質問がなされ、市から回答を得ているところのものでありますが、その議事録を読み、市民としてこの問題に関し、さらに深く知りたいと感じました。学校での安全対策、特に校舎の安全点検は、子供たちの命にかかわる最優先の問題と感じます。ぜひとも早急に検討していただきたく、ここに取り上げ、質問いたします。

前回の議会では、学校の耐震診断について、文部科学省の市町村に対する耐震診断の実施を求める通達は努力事項と受けとめ、財政当局と調整を図って実施できるように努力するという趣旨の回答がなされました。それは、いつやるかわからないということなのでしょうか。入間市内の学校校舎の中には、個別に見て、施設の安全上の問題があると思われるものがあります。例えば、藤沢小学校は、最も古い第2校舎が昭和41年、第1校舎が昭和44年、そして第3校舎が昭和49年と古く、建物内部には壁の亀裂や教室の扉の開閉が不完全など、各所に老朽化の問題が見られます。さらに、災害時に避難路となる廊下に突き出るような形で水飲み場が設置されていたり、校舎と校舎を結ぶ渡り廊下に大きな溝があるなど、建物の設計上の問題もあるようです。建築には、素人の私が見ても危険であることが察知されるような校舎です。そして、このような問題のある建物の中で、子供たちは1日の大半を過ごし、時には大勢の保護者が集まってPTA活動や学校行事が行われているのです。もしここで大地震が発生したら、子供たちは一体どうなるでしょう。努力事項だから、財政難だからと言っているうちに多くの子供の命が失われてしまったらと思うと、とても心配です。そこで、具体的な事項について4点ほど質問いたします。

第1点目として、文部科学省の通達を努力事項ととらえる根拠は何であるか、お尋ねいたします。

第2点目として、財政上の問題で耐震診断が進まないとのことですが、耐震診断に要する費用はどのくらいかかり、どのくらい足りないのかを明示していただけないでしょうか。

第3点目として、耐震診断及び耐震化の補強工事に要する費用の不足分に対する国の補助金等の申請ができないのでしょうか。

最後に、耐震診断だけでも早急に行い、各学校の耐震診断の結果を市民に公開していただけないでしょうか。

以上で私の質問を終わります。

○議長（細渕孔子議員）

ただいまの質問に対し、吉川教育総務部長に答弁を求めます。

○教育総務部長（吉川 實）

小中学校校舎の耐震診断、安全点検の実施について、山田議員の4点のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、4点目につきましては、教育長よりの答弁とさせていただきます。

まず、1点目の文部科学省の通達を努力事項ととらえる根拠はという質問でございますが、山田議員の言われる通達につきましては、平成14年7月31日付、文部科学省初等中等教育局施設助成課長からの文書であろうかと思えます。この文書における要旨につきましては、耐震補強事業の実施有無にかかわらず、平成17年度末までに耐震診断実施計画の策定を義務づけたものでございまして、6月議会で申し上げました努力事項とは改修工事を強く意識したものでございまして、財政計画等の関連もあることから努力事項と申し上げたものでございます。

次に、2点目の耐震診断に要する費用はどのくらいかかるのか、またどのくらい足りないのかのご質問でございますが、耐震診断につきましては、構造上の計算の手間と精度に応じまして、第1次診断から第3次までの診断がございまして、三つのレベルで構成されているわけなのですが、これにつきましては、建物の広さ、調査の難易度等、構造上のいろいろ複雑な学校等建物になっております関係から、そういう要因が加味をされまして、一般的には第2次の診断の標準委託額がそれに基づきまして算出をさせていただきます。今回実施計画に計上いたしました小中学校6校、小学校につきましては、金子小学校、藤沢小学校、宮寺小学校の3小学校と、中学につきましては、武蔵中学校、藤沢中学校、金子中学校の3校でございます。この小中学校

につきましては40年代の設置ということで、経過年数も非常に長いということで、他校に比較して先に診断をさせていただくということでございます。先ほど申し上げました診断方法につきましては、第2次診断を採用させていただきます。費用につきましては、1校平均約1,000万円ぐらいの事業費で実施していく予定でございます。また、計画に対する不足額につきましては、上位への診断等の関係もございまして、現状では生じないと考えてございます。

3点目の耐震補強工事に要する費用の不足分に対する国の補助金等の申請はできないかのご質問ですが、基本的には、耐震診断から耐震補強設計の成果に基づきまして、国へ事業補助の認定申請を行うことになるわけですが、国の査定結果により、補助対象事業費については一定率、これにつきましては基本的には2分の1の補助金が交付される形式になっております。したがって、不足分に対する補助という形式ではございません。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（細渕孔子議員）

次に、石田教育長に答弁を求めます。

○教育長（石田宣雄）

山田議員の第4点目の耐震診断だけでも早急に行い、結果を市民に公開してもらえないかという質問でございますが、まず先ほど部長が答弁いたしましたように、平成16年、17年、18年、この年度におきまして新たに実施計画に盛り込みまして、12月の定例議会に予算案として提案するところでございます。平成16年度については、これが決まりましてから、確定の予算の枠の中で計画的に実施してまいります。

また、耐震診断結果報告等を十分に精査いたしまして、上位の診断が必要かどうか、慎重に判断したいと思います。

なお、公開につきましては前向きに行っていくたいというように考えておりますので、ご理

解を賜りたいと思います。

先ほど予算の承認ですが、12月と申し上げましたが、3月の誤りですので、訂正いたします。以上でございます。

○議長（細渕孔子議員）

山田議員。

○2番議員（山田早苗議員）

今の回答によりますと、平成18年度までに小学校で3校、中学校で3校、計6校の耐震診断計画があるということなのですから、資料によりますと、入間市内で耐震診断の対象となっているのは14校あるわけなのです。ですから、この16年、17年、18年、3年間で小学校で3校というような形ですと、すべての学校が終わるまでには相当の期間を要してしまうということになります。その間に、非常に古い校舎が多くございますので、大地震が起こってしまったらと思います。とても安心できるような計画ではないというように思われるわけなのです。

さらに、他市の状況なども調べてみますと、入間市と同程度の人口規模の市でも、もっと耐震診断が進んでおりまして、非常に入間市の耐震診断の進捗状況は見劣りがすると言わざるを得ないような状況になっております。保護者として子供を安全な場所で教育したいと思えますのは言うまでもない願いでして、子供たちとしても危険な建物の中で1日の大半をいや応なく過ごさせられる、そういった状況を見ますと、教育財産の管理責任者として、こういった子供の命にかかわる安全を確保することは早急に行わなければいけない義務ではないかと思われるのです。ですから、この3年間で6校というような形も非常に入間市として努力した結果であると思うのですけれども、いつ起こるかかわからない地震に備えて、もっと早急に具体的に計画を策定していただきたいと思うのですが。

○議長（細渕孔子議員）

石田教育長。

○教育長（石田宣雄）

確かに学校は安全で安心なところということでもありますけれども、私の立場といたしまして、教育委員会として、ただいま申し上げましたとおり、財政上の面、また実施計画といたしましうか、長期的な計画を持っているわけでありませんが、とにかくまず小学校3校と、中学校3校につきまして、6校実施しようということになったわけでもあります。したがって、該当校は、ただいま山田議員が指摘したように、まだあるわけでございますけれども、私ども、その40年代につくられた学校ということで、まずこの6校について実施するというご理解をいただきたいというように思います。

○議長（細渕孔子議員）

昼食のため休憩いたします。

午前 11時53分 休 憩

午後 0時59分 再 開

○副議長（関谷ハツエ議員）

会議を再開いたします。
次に、細渕議員。

○11番議員（細渕孔子議員）

11番、細渕孔子です。議長のお許しをいただきましたので、市政に対する一般質問を行います。

私は、現在地元農業協同組合の女性部の役員を含め、幾つかの団体の役員をしています。特に農業の分野で役員として活動してみて感じた疑問と、自分の家族の介護をした経験などから感じた介護制度への不安、この二つの分野について本日は質問いたします。

最初に、農業の分野における男女共同参画に

ついてお尋ねいたします。現在私の所属する農業協同組合でも、全国的な動きを受けて男女共同参画の取り組みとして、理事や総代への女性の登用が検討されています。このようなことを含め、民間ではいろいろな形で農業の分野における男女共同参画の取り組みとして、女性の登用などが検討されている現状があります。そこで、市の農業の分野における男女共同参画の取り組みについて、農業委員などにおける女性の登用の現状と市としての今後の考え方についてお聞かせください。

次に、介護保険制度について3点お尋ねします。1点目は、介護保険の認定業務についてお尋ねします。介護保険を受けるため、市に申請を行っても、なかなか認定してもらえず、家族などが困っている、こんな声を私もよく聞きます。認定業務をもう少し早くしていただくことができないのでしょうか。そこで、現在の認定にかかる日数や申請件数などをお聞かせください。また、市として認定業務を早める方針などがあればお聞かせください。

2点目は、介護保険の認定の関連で、介護度の判定はケアマネジャーの聞き取りにより判断されているという現状があります。しかし、痴呆などの症状の場合は、本人の受け答えと現実の実態との間に大きなずれが出ているのではないのでしょうか。私の実体験からも、このようなことから介護度が低くなってしまった現状があります。このことで困っているとの声もたくさんあります。痴呆の介護度の判定について、何かよい改善策が検討されているのでしょうか、お聞かせください。

最後に、3点目として特別養護老人ホームの入所待ちについてお尋ねします。現在どの特別養護老人ホームでも、200人から300人の入所待ちの方がいるとの話が伝わってきます。入所を心から待っている本人と家族が、いつ来るかわからない順番を待っているのです。それに加え、今後ますます高齢者は増加していくとの人口統計も出ています。このことを踏まえると、

さらに入所待ちの人がふえることが予測されます。

また、現在入所に当たっての優先順位の高い方は、ひとり暮らしであることや、低所得であることと聞いています。家族がいて所得があるとホームには入れてもらえないのだろうかと不安もあります。しかし、入所待ちが多いからといって、施設を新たにつくっていくという解決方法では、うまく解決しないのではないかと思います。そこで、このようなことを踏まえて、特別養護老人ホームの入所待ちの解消に向けて、市ではどのような取り組みを考えているのかをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

○副議長（関谷ハツエ議員）

ただいまの質問に対し、瀧澤環境経済部長に答弁を求めます。

○環境経済部長（瀧澤啓次）

細渕議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の内容は、農業委員と農業分野における女性の登用の現状と今後の考え方についてというようなことですが、農業委員につきましては、農業委員会に関する法律、これによりまして選出方法が定められております。入間市の農業委員さんにつきましては、農業従事者から選挙により選出される委員が16名、それから市長が選任する委員として、議会に推薦を依頼する委員が5名以内、現在は4名になっております。それから、農業協同組合、それから農業共済組合からの推薦がそれぞれ各1名となっておるところでございます。したがって、現在では入間市では22名の委員さんをお願いをしているというのが現状でございます。

農業委員の任期につきましては3年ということでございますが、昨年7月に改選が行われたところでございます。この際にも、農山漁村男女共同参画推進指針、これを踏まえ、全国農

業会議所の会長から、市長、議会議長、農業委員長に対しまして女性委員の登用に配慮するようにという要請があったところでございます。したがって、当市といたしましても、改選前の農業委員会で女性農業者の立候補について、その旨をお願いし、説明もさせていただいたところでございます。しかし、残念ながら女性の立候補がございませんでしたので、現在はすべて男性委員になっているのが現状でございます。改選前につきましては、議会選出による女性委員が1人おられました。これは参考でございます。

今後の考え方ということでございますが、立候補という問題もございまして、大変難しい問題であろうとは考えております。しかしながら、今後も各地域をお願いをしたり、あるいは女性が立候補しやすいような環境づくり、こういったことに努めていく必要があるだろうとも認識をしているところでございます。

その一環といたしまして、埼玉県では、現在女性農業者や家族労働者の労働の価値を適正に評価し、役割分担や女性農業者の地位確立を図るための家族経営協定制度、こういったものを農業者に勧めているところでございます。したがって、入間市におきましても、この制度の推進をさらに図っていきたいというように考えております。また、現在製茶工場の奥さん方が中心で、入間茶みどり会という団体を組織していただき、女性の立場から経営改善や販路の拡大、また調理の実習等、幅広く活躍をいただいているところでございます。今後も支援をし、いずれはこうした中から農業委員さんに立候補されるような女性の方があらわれていただければありがたいなというようにも期待をしているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○副議長（関谷ハツエ議員）

次に、青木福祉部長に答弁を求めます。

○福祉部長（青木和男）

細淵隼子議員のご質問にお答えいたします。

まず、介護認定にかかる日数、認定申請件数と、認定業務を早くできないかというご質問ですが、15年4月から9月末までの認定申請件数は1,651件で、処理件数は1,628件であります。処理率は98.6パーセントとなっております。また、申請から決定までの平均日数は33.6日、最大日数は89日を要しております。介護認定審査会は認定件数の増加により、平成14年9月から、3審査会から4審査会とし、認定業務の迅速化を図ったところでございます。審査会は、月平均9.4回開催し、毎月約270件処理しております。審査会にかけるには、調査員による訪問調査結果と主治医の意見書が必要です。決定まで1カ月以上要している主な原因は、主治医の意見書がそろわない場合がほとんどで、申請者が長期間主治医に受診していなくて、再度診察が必要となったり、主治医が常勤でなく、すぐに書けないなどのいろいろな理由がございまして、

介護サービスは、認定結果が出る前から受けられますが、ケアプランの作成に当たっては一刻も早い認定がよいわけで、市といたしましても、現在意見書が1カ月以上おくられている場合、病院へ毎週送付を急ぐよう依頼しているところでございます。今後も認定結果を早く出せるよう、引き続き努力してまいりたいと思います。

次に、認定作業についてでございますが、まず専門の調査員が、全国統一の調査項目、67項目あるわけでございますが、申請者の身体状況について調査を行います。この調査結果を、国が作成したコンピュータソフトにより、介護度の1次判定を行います。コンピュータソフトによる判定結果と主治医の意見書及び調査員が記載した特記事項を参考にし、福祉の専門家や医師で構成されている介護認定審査会が最終的な2次判定を行います。この認定調査を行う際、痴呆病状があることにより、聞き取りによる実

態調査が難しいのではないかとのご質問ですが、介護度の判定を行う場合、ご本人及びご家族の日ごろの生活状況を把握することも重要であるため、その状況について把握されている方に、認定調査の立ち会いをお願いしているところでございます。特に痴呆病状がある場合は、その痴呆病状があることにより、どのような状態であるかを立ち会い者から聞き取り、調査票の特記事項に記載するよう、調査員には周知しておるところでございます。よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（関谷ハツエ議員）

次に、木下市長に答弁を求めます。

○市長（木下 博）

細瀬議員のご質問にお答えを申し上げます。

特別養護老人ホームの入所待ちの解消についてということでございます。ご承知のように介護保険制度というのは、従来の措置型福祉、いわゆる市が事業主体になって運営をしておりました福祉のあり方を根本から見直して、選択制を持たせた形で、この介護保険制度を運用しよう、当然のことながら費用負担もいただき、また保険料、それから市、国の特別な助成、そういったもので成り立っている制度でございます。この法が目指したものは、在宅介護を中心に、住みなれた地域でお年寄りが介護を受けられるような体制をつくらうということでスタートをしたわけでありまして、いろいろな制度上の問題等も含めて、急激に特別養護老人ホームへの入所者がふえています。法が目指したものと、現実の姿が大きく変わってきてしまった、これは、我々にとっても非常に衝撃的なことでありまして、今ご質問者もおっしゃっておられましたように、年々待機者がふえているわけでございます。従来措置型の時代には、入所判定基準というのは厳しかったものですから、おおむね待っても5人か10人とか、そうい

う規模のものでございました。ところが、今年の7月現在入間市で入所待ちをしておられる方は656人と、まことに膨大な数の方々が入所待ちをしているわけでありまして。

この特別養護老人ホームに入所できる資格というのは、要介護度1から、もう既に入所資格が出るわけなんです。要介護度1といいますと、高齢者によっては、それほど目立たないような形の中でもそういう判定を受ける、それらの人たちがすべて入所資格を得るということで、必然的に待機者が多くなる。費用負担においても、家庭で介護するよりも、施設に入所してもらった方が安く負担が済むというような問題もございまして、今全国的にこういった現象が起きているわけでございます。

ちなみに入間市においてその待機者についてケアマネジャーの方から調査をしていただいたことがございます。果たしてこの方々の中で、どれだけの人が本当に緊急に入所を必要とするかというような調査をいたしましたところ、これはいろいろな見方があるのですけれども、ケアマネジャーさんの報告では、この方が82人。656人のうち82人の方が入所が緊急に必要であるというような結果が出ております。その証拠として、例えば入所待ち順位によって連絡をいたしますと、うちはまだちょっと家庭で見られますから、次の方に譲ってくださいと。とりあえず、申し込みはしてあるけれども、実際にはご利用にならないという方もおられるわけでございます。したがって、ご質問者もおっしゃっておられましたように、なかなかこの656人に対応できるような施設をつくるといたら莫大な費用がかかるわけでありまして。しかも、今回の制度はご本人の負担も必要とするわけですから、当然サービスが充実をすれば、それだけたくさんの方の負担を被保険者にご負担をいただかなければならぬと。そうすると、果たしてそのようなことがご理解いただけるかというようないろいろな問題があります。

したがって、適切な対応はないのかというご

質問でございますが、今、市としては、各施設に対しまして入所希望者があるわけですから、それらに対する判定委員会というのを施設でつくっていただく。これは、先ほど申し上げたように、従来は市対高齢者、いわゆる入所希望者、そういう形だったのですが、今度は施設対本人、もしくはご家族と、こういう形になったわけでございますので、施設側に判定委員会をおつくりいただくようお願いがしてございます。そして、その判定委員会では、あらゆる角度から、その入所希望者の状況を判断をさせていただいて、優先順位をそこにつける中で入所者を決定をしていく。それらについては、判定の状況、そういったものもご家族の方にもお知らせをして、そして真に入所の必要な方から、そういう対応をとっていく。これ以外に、今なかなか打開のめどが立っていないのが現状でございます。ちなみに、全国市長会等においても、こういった現状をどうするのかというようなことで議論はしているのですけれども、なかなか適切な対応策が見つからない。中には、介護度1からというのは、ちょっと少しおかしいではないかと。3ぐらいからとか、そういうようなことで見直すべきではないかというような意見もある反面、痴呆等においては、なかなかそう簡単に、要介護度2だから入所させなくてもいいよといっても、ご家族からすれば、痴呆老人の場合には介護が大変な手間がかかるというような問題もあって、どうしても入所させてくれという希望が出たときには、それをお断りするわけにもいかない。いろいろ長く申し上げましたけれども、そういった難しい問題を、今老人ホームへの入所については持っているということをぜひご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○副議長（関谷ハツエ議員）

ここでその場で暫時休憩をいたします。

午後 1時19分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（細淵孔子議員）

会議を再開いたします。
次に、表議員。

○8番議員（表 淵珠議員）



8番、表淵珠です。議長のお許しをいただきましたので、市政に対する一般質問を行います。

私は、少子化問題への取り組みについて、並びに学校における英語教育の取り組みについての2項目にわたって質問をいたします。

まず、少子化問題への取り組みについてお伺いします。各方面にて取り上げている少子化問題は、私たちの日々の生活と入間市とのかかわりのみならず、この国の行く末をも左右する大切な問題であると考えます。年金収支の改善、国際的な産業競争力の維持、国際経済への影響などが懸念されているのは周知のとおりです。ところが、現実的に身の回りを見渡すと、子育てをしている私たちは、あたかも社会から取り残されたような疎外感と焦燥感を感じており、これを見ている未婚の女性や新婚のカップルたちは、子育てによる時間的、身体的負担よりも、日々の生活を楽しむことを選んで見られるように見受けられます。しかしながら、このことは、現在の社会環境を考えると、仕方のないことであり、これに対して周囲はあれこれを言える立場にはないと思えます。私たちができることは、皆が子を持つことを誇らしく感じることができるよう社会の仕組みをつくることと考えます。

そこで、少子化問題に対して入間市としてはどのような具体的取り組みをなされているのか、あるいは計画されているのか、お尋ねいたします。

す。

次に、学校における英語教育の取り組みについてお伺いします。広く普及したインターネットは、いながらにして海外に住む人々とコミュニケーションをとることを容易にしました。しかしながら、これは技術的な面でのことであり、実際には言語の問題を避けて通ることはできません。私の出身国である韓国、あるいは何人かの友人の出身国である他のアジア諸国とあえて比較させていただくと、一般的な人々が英語を話す能力には差があると感じずにはいられません。客観的に評価したテストの結果からも、同様の傾向があると聞いたことがあります。確かに日本固有の歴史的、文化的違いはあると思いますが、近年の社会的状況を考えると、そのようなことを理由にすることは、もはやできないのではないかと思います。これらのことを受け、国際交流に積極的な入間市には、ぜひ他の自治体の見本になるような取り組みを進めていただきたいと思います。

そこで、学校における英語教育の取り組みについて、入間市としてはどのような具体的取り組みをなされているのか、あるいは計画されているのか、お尋ねいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（細淵孔子議員）

ただいまの質問に対し、木下市長に答弁を求めます。

○市長（木下 博）

斐淵珠議員のご質問にお答えを申し上げます。

少子化問題への取り組みについてという、大変現在の日本にとって深刻な問題についてのご質問でございます。私は今こうした問題が大きな社会問題になっている理由というのは、この日本が高齢化と少子化という、一見相反するような現象が同時に起こってきたということ。それから、まだまだ都市基盤整備等、生活環境の改善が求められているという、そうした大きな

問題点が一挙に到来して、財政的にもいろいろな問題が今起きているというように思います。

ご質問者がちょっと触れておりましたけれども、この少子化という問題については、いろいろ個人の問題もあって難しい問題だというようなことをおっしゃっておられましたけれども、確かにそういった部分があります。「あなた、子供を産みなさい、お金を上げるから産みなさい」というようなことができる時代ではないと思うわけです。しかし、先進諸国の取り組みで、例えばフランスとかイタリアとか、いろいろな国々における取り組みの中では、そうした国の施策が何らかのインパクトを与えて、少子化が転じて、だんだん子供の数がふえてきたというような現象もあると聞いています。したがって、それぞれの子育て環境の改善であるとか、それからまた男性と女性がともに子育てをする、というような物理的な問題、また精神的な問題、そういうことがミックスすることによって、若いご夫婦が、これだったら子供を産んでみようというような気持ちになることも事実だろうと思っております。したがって、特に入間市においては、保育所というのは、埼玉県でも一番早く保育所事業に取り組んだ自治体でございます。ただ、いろいろな財政的な問題等もあって、皆さんが望めるような状況がまだできていないというのは残念ですけれども、市のできる限りの状況において、一生懸命今子育て環境の改善に取り組んでいるところです。その具体的な問題を幾つか申し上げたいと思うわけでございますけれども、入間市の児童育成計画、エンゼルプランを策定いたしまして、平成12年度から16年度までを前期5カ年、それ以後においても、こうした子育て環境を充実するような計画を進めているところでございます。

特に最近取り組んだところでは、ファミリーサポートセンターの事業を開始したということ。それから、土曜日の保育所を地域に開放して、多くのお母さん、子供たち、そういった方々に触れ合いの場を提供する、ひまわり広場。それ

から、児童虐待防止ネットワークの構築、健康福祉センター内に発達支援センターを設けまして、そうした療育事業の充実を図り、また、低年齢児保育の充実や保育時間の延長、一時保育など、多様な保育ニーズにもこたえようと今努力をしているところでございます。

それから後ほどご質問もあるわけでございますけれども、この保育の問題については、料金の問題とか、いろいろな問題があるわけですが、できるだけご負担を軽くしようという努力もしているところでございます。そういう努力を積み重ねることによって、少しでも子育て環境がよくなって、若い方が子育てに意欲を持てるというような社会づくりに、これからも努力をしていきたいというように思っております。

幸い国においても次世代育成支援対策推進法という、ちょっとかた苦しい名前ではありますが、子育て支援をしていこうよというような姿勢もはっきりと見せていただいております。こうしたことも含めて、これからも入間市のエンゼルプランを中心に、それらがどれだけ進捗しているのか、そういったことも含めた問題の分析、具体的な対策、このようなものを講じてまいりたいと思っております。

なお、今後のエンゼルプランの策定に当たっては、多くの市民の皆さんにもご意見を伺いたいというように考えておりますので、またそうした機会にはぜひご意見をお聞かせいただいて、みんなでよりよい社会の構築のために努力をしていきたいと思っておりますので、その点、ご理解をいただければと思うわけでございます。

以上です。

○議長（細淵孔子議員）

次に、石田教育長に答弁を求めます。

○教育長（石田宣雄）

表議員のご質問にお答えをいたします。

まず、学校における英語教育の取り組みであ

りますけれども、今経済、社会等の国際化が大変進展する中で、子供たちが21世紀に生き抜くためには、英語のコミュニケーション能力といましようか、コミュニケーション能力、国際語になっていきます英語の会話をする力をつけるということが大変重要であると、私も認識しております。

まず、日本人の英語の話す能力でございますけれども、文部科学省の英語が使える日本人の育成のための戦略構想というのがございます。英語力、国際力の増進プランというものがございまして、現状といたしましては、先ほど議員さんから指摘がありましたように、日本人の多くが英語が、特に会話が十分でない。このような中で、なかなかコミュニケーションが図れないとか、自分の思っていることが、プレゼンテーションという、相手に伝わらないとか、いろいろなマイナス面が指摘されているわけでございます。このような状況を受けまして、現在学校における具体的な英語教育について、本市の取り組みについてお答えを申し上げます。

本市では、まず平成13年の9月に、市内のすべての中学校、11校ございますが、AET、外国語指導助手、アシスタント・イングリッシュ・ティーチャーをすべての学校に設置いたしました。中学校におきましては、AETが各教室に回りまして、日本人の英語の先生とチームを組み合わせながら、具体的に指導しているところでございます。特に生の会話ができ、自分の話したことが通じた、この喜びは大変なものでございます。そのようなことで、今大体週に一、二回、各教室に直接AETが指導に当たりまして、現在具体的に指導しているところでございます。今までの教育を考えますと、どちらかという、文法中心でありましたけれども、最近ではそのコミュニケーションということで、会話能力をつけるようにいたしております。特に1対1、あるいはグループの中の会話等で具体的に進めているところでございます。

さて、その基礎を養うのは、やはり小学校で

あります。小学校におきましては、新しく総合的な学習の時間が設置されました。計画的に、この11名のAETの方を小学校に招いて、英語活動の時間も行っております。過日7日には、扇小学校におきまして、14年度、15年度、2年にわたりまして、この英語活動の実践を発表いたしました。簡単なあいさつ、あるいは会話、英語のうた、ゲーム等の活動を通して、積極的に英語を話してコミュニケーションを図ろうとする子供がふえてまいりました。小学校におきましては、教科というよりも、入門、総合的な学習の中で現在展開しているところでございます。

次に、やはり大事なのが教員の会話能力、私はこれが大変大切だと思います。したがって、小学校の先生方の希望をとりまして、夏季休業中に教育研究所等を使いまして、実際に英会話講習会を開きました。そして、先生方にまず、小学校の先生にも直接英語を話そうというようなことを現在展開しているところであります。また、特に中学校におきましては、英語の専門的な先生におきましても、計画的に現在研修を進めているところでございます。今後におきましても、英語の会話がさらに進みますように、小学校の発達段階、中学校を通して、義務教育が終えた段階で少しでも今よりも英会話の能力が進めばなというように教育委員会では今進めているところです。なお、AETにつきましては、11名と限りがありますので、今後は入間市に住む外国人の方の中に、ボランティアとか、そういう方がおられましたら、小学校、中学校等でも積極的にお願ひし、英会話学習を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（細渕孔子議員）

次に、岩崎議員。

○5番議員（岩崎芳江議員）



5番、岩崎芳江でございます。議長のお許しをいただきましたので、市政に対する一般質問を行います。

私は、中心市街地活性化の今後の取り組みについて、並びに将来を担う子供の社会性を養う教育についての2項目につきまして質問をいたします。

まず、中心市街地活性化の今後の取り組みについてお伺いいたします。豊岡小学校移転跡地に丸広が開業されてから、はや15年の歳月が流れております。その後、地元地権者と行政の協働や熱意により、商業ビルといたしまして、サイオスや映画館のあるアイポットもでき、丸広と結ばれたペDESTリアンデッキ、さんかくはしは、いろいろなイベントに利用されるようになっております。そのおかげで、以前とは異なって、最近この地域は人の流れがにぎやかになってきております。私も商業者には大変ありがたい状況でございます。しかし、都市化による市街地の緑の減少や自動車の交通量による大気汚染等も気になるところでございます。そこで、今後は環境配慮型のまちづくりを一層推進していかれることを期待しております。

このような中、いまだ再開発が進行中であろう、扇町屋商店街や入間市駅北口の開発については、その状況はどうなっているのでしょうか。この2地区の再開発ができることにより、入間市駅周辺を中心とした中心市街地の活性化がなされていくと思います。入間市に行こうと、若いも若きもが楽しく集まれる、そんな人が集まるまちづくりを期待し、今後の構想及び進行予定についてお伺いいたします。

次に、将来を担う子供の社会性を養う教育についてお伺いいたします。最近子供がかかわる痛ましいニュースが多々聞かれます。子育ては既に終わっている私でございますが、一人の母親といたしまして、将来を担う子供たちを取り

巻く環境の変化と悪化を心配しております。子供たちのためには、ゆとりある中で社会性を身につけていき、強い心を持てるような教育が大切だと思っております。さらに、その教育は、学校、家庭、社会の三本柱のバランスがとれていることが理想で、お互い手を携え合っていくことが望ましいと考えます。

そこで、以下の3点についてお尋ねいたします。1点目といたしまして、入間市の小中学校における教育で、このような問題に対する取り組みはどのように行われていますでしょうか。特に入間市独自の取り組みがありましたら、具体的にお教えいただきたいと思います。

2点目に、県内の幸手市では、子供たちに対し熱意を持って教育に当たり、他の教師の模範となる先生への表彰制度を設けたと聞いております。入間市では、このような取り組みをどう受けとめますか。また、教師の熱意を高めるための取り組みがどのようになされておりますかをお伺いいたします。

3点目といたしまして、このような教育を進める上で、地域社会の大人たちが子供たちとどのようにかかわりを持って支援していくことを期待されているのでしょうかをお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（細渕孔子議員）

ただいまの質問に対し、木下市長に答弁を求めます。

○市長（木下 博）

岩崎芳江議員のご質問にお答えをいたします。

先ほども橋本議員からも、商業振興の問題についてご質問があったわけですが、この問題は非常に行政の取り組みとして重要であるにもかかわらず、大変難しい問題だと言わざるを得ないわけですが。先ほども申し上げましたように、商店街というのが本当に発展するためには、地元の商店街のやる気というも

のが大変重要でありまして、行政がリードしたから、それで成功するとは限らないし、むしろ過去の例から見ると、空洞化が起こった最大の原因は、行政が企画し立案し、そして実行に移した事業がいずれも失敗をしいましょるか、時代の流れに合わなくて、結局のところ空洞化をしてしまった。そういう苦い経験を我々はしているわけでありまして。

したがって、私も常にこの扇町屋の商店街の問題についても、地元の商店街の皆様方に、ぜひご自分たちで一つの計画をつくってくれと、そして、そのうちの欠ける部分があったら、それは行政が一生懸命応援するから、そういった行動をとってほしいと、こういうお願いをしてきました。おかげをもちまして、商工会にも関係をしていただいて、TMO構想が立案をされ、そして法に基づくTMOの事業認定ということまで至ったわけでございます。そして、10月でありますけれども、中心市街地の活性化法に基づく商店街の振興組合というものをつくっていただいたわけでありまして、これは大いなる前進だということにとらえております。

私は、南口の区画整理事業、そして入間市の北口の区画整理事業、これらは一体のものというようにとらえて来たわけでございます。しかしながら、ここに来て、いわゆる土地に対する考え方、それからまた事業出店計画、そういうものを見る限りにおいては、大変区画整理に対して厳しい環境になりつつあるということも否定できない事実であります。今、アイポットを中心にした、ユナイテッドシネマ入間等の活動によりまして、大変多くの方があの地域にお集まりをいただいているわけです。年間90万人とも言われる観客動員を誇っておる、これはまさに宝の山だと思っております。その方々、市外からのくらくらかと、調査してあると思うので、これはわかると思っております。そういう特に市外から来られた方に、ちょっとおもしろいスポットがあるから、そこに滞留をしようというような取り組みも必要ではないのかなと。しかも、そ

これは、先ほど環境配慮型というお話がありましたけれども、従来の宿場町とか、そういった取り組み、過去の歴史、そういうものを生かす中で取り組まれたら、またおもしろいスポットになっていくのではないかと、そのように思っています。北海道の帯広ですか、屋台村で成功したという事例。そんなに大きな面積でなくて、たくさんの種類の違う屋台が集まって、たくさんのお客がそこに集まってくる。そういった成功事例もありますけれども、そうした一つひとつの取り組み、これがベストであるというものはありません。ベター、グッド、その辺の問題だろうというように思うのです。したがって、それらを十分に考えながら、行政側にも提案があればどんどん商店街に言ってまいりますし、また商店街の皆さんからもぜひいろいろな提案をいただいて、それらが、単に補助金によりかかるというのではなくて、自分たちの自主性の中で取り組んでいただく、そういうことで成功事例に結びつけられるのではないかと、そんなふうに思っておりますので、この扇町屋の商店街の問題については具体的な取り組みを強めていきたい。その中で、先ほどの事例、空き店舗対策であるとか、こういったものは、そんなにお金をかけなくても、ある程度アイデアが出てくれば、非常におもしろい取り組みができると思うのです。したがって、今、市の方でも、この空き店舗対策というものを検討指示しているところでございまして、そういったところと共同し、また商工会のご協力をいただいて、ぜひ活力ある商店街をつくっていきたい。ただ、私、市長の立場としては非常に難しいと申し上げますのは、ほかの地域の商店街からすると、何で市長は扇町屋中心ばかり力を入れるのだと、何でこちらを見てくれないのだと、事実そういう苦情もあるわけでございまして、これらをどうバランスさせるか、このことは大変私にとって難しい課題でありますけれども、とにかくどこかが繁栄をしなかったら、これは入間市全体が衰退をするわけですから、十分その辺を配慮し

ながら取り組んでいきたいと思っております。

なお、あわせて北口の問題がご質問ありました。私も北口については、特に黒須地区と言われている地域が、本当に商店街も厳しい状況にあります。したがって、それらを改善していくためには、やはり入間市駅の北口自体を活性化をする。そのことが大変重要なまちづくりのポイントになるのではないかと考えております。今、地権者の皆さんのご協力もいただいて、区画整理事業を進めるべく、仮換地指定のご了解をいただくために、職員が日夜お宅を訪問して努力をしております。ただ、まだ残念ながら、全部の方々からご賛同をいただけるという状況にはございませんけれども、例えば馬頭坂線の改良の問題だとか、そこへアクセスする道路の整備の問題であるとか、そういった事業については、もう既に取り組みをしております。これから北口の皆様方とも、そういったことも含めて、十分議論を深め、できるだけ早く北口の開発も進められるように努力したいと思っております。ただ、残念ながら、今は企業側も、どういう場所にどう立地するか、これは非常に難しい問題だということでありまして、では整備をしたからすぐそこにいろいろな事業が展開されるかということ、なかなかそういうわけにはいきません。その辺がこの北口にとっても、これから大きな課題であり、開発とそういう出店者との両面を考えながら対応していくことは大変困難なことですが、一生懸命努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（細淵孔子議員）

次に、吉野区画整理部長に答弁を求めます。

○区画整理部長（吉野龍夫）

岩崎議員の入間市駅北口地区に関しましてご質問にお答えを申し上げます。

その対応につきましては、ただいま市長が申し上げたとおりでございまして、北口事業につ

きましては平成3年から事業を実施しているわけですが、その間、大幅な見直しを実施いたしまして、現在道路の築造であるとか、建物の移転でありますとか、そういったことを進めているものでございます。北口事業につきましては、入間市の駅前ということから、公共施設の積極的な、あるいは公益施設の立地を促進いたしまして、地域の生活拠点の施設を充実させる等の土地利用を図りまして、また16号を初めとした広域幹線道路や生活関連道路を骨格として、活気ある、まただれにも優しいまちづくりということで現在進めております。と同時に、商業施設もできるだけ駅前ということで誘致をいたしまして、商業の活性化を図っていききたい、そのように考えております。事業の現在進捗率は11.7パーセントでございます。

次に、活性化の構想と予定ということでございますが、できるだけ駅前広場、あるいは商業施設等への利便性を図るための駅舎の利用でありますとか、駐輪場の整備、特に活性化といたしまして、ソフト面で地区内の地域資源を活用するとか、あるいは各種のイベント事業を実施するとか、そういったことをすると同時に、できればイベント広場をぜひ設置をいたしたいということにも考えております。また、そのほかにも、このたび国の登録文化財でございます旧石川組製糸西洋館の建物が所有者の方から市に寄贈されまして、また、その敷地も市が取得いたしましたので、現在生涯学習部を中心として具体的な保存、あるいは活用を検討しているところでございます。北口のまちづくりにも大きく貢献するものと期待されているものでございます。

最後に、この土地区画整理事業、再開発につきましては、ある程度年月も必要でございますし、また多額の資金もかかるものでございますが、一日も早く中心市街地の活性化の構想を具現化すべく努力してまいりますので、ご理解をお願い申し上げ、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（細淵孔子議員）

次に、石田教育長に答弁を求めます。

○教育長（石田宣雄）

岩崎議員の将来を担う子供の社会性を養う教育についてのご質問にお答えをいたします。

現在、非常に激しく社会が変化している中で、子供たちに豊かな人間性、社会性、あるいは豊かな心を育てる、これが大変大切なことであるかと思えます。その中で、青少年の問題を見ますと、各地でいろいろな事件、青少年の起こす問題がありまして、学校教育を担う私どもにとりまして、大変残念でなりません。学校教育として、あるいは生涯学習として、どのように具体的な活動をするか、それらを通して、豊かな人間性、社会性を養うかということになります。具体的に何点かご質問について申し上げます。

まず、各学校で重点的に取り上げていることですが、異年齢集団による活動が最近非常に活発に見られます。異年齢、異なった年齢を意図的につくりまして社会性を養うということが一つであります。

二つ目に、入間市の特色として、狭山茶と触れ合う教育、体験的な学習の重視ということで、小学校におきましては茶摘み体験、中学校におきましては茶席等、いろいろお茶に絡まることで具体的な体験を通して社会性を養っております。

三つ目の特色として、中学1年生あるいは2年生で、スリーデーズチャレンジ事業というのを行っております。学びの場を学校から社会に求めまして、実際に、例えば郵便局とか、あるいは工場とか、そういうところに行きまして、実の体験を通しながら社会性を養うということでございます。今後におきましても、社会性を養うために大いに推進してまいりたいと思えます。

次に、教員の熱意のことではありますが、教員

の資質に絡まることでもあります。教員の大きな資質の中で、一つ目には、やはり教員自身が豊かな人間性を持つということ。指導力、いわゆる専門的な知識を持つということ。また、ご質問にありました熱意、情熱、使命感というものがあります。彩の国では、11月1日、よい先生を表彰する制度を設けました。ご指摘がありましたように、今後もこれを採用し、入間市としても、よい先生といたしましうか、優良な先生を表彰する制度を積極的に活用してまいりたいと思います。また、各学校に指導主事を派遣いたしまして、具体的な授業を通して熱意、よさを認めながら、熱意ある先生を育てていきたいと考えます。

時間の関係で、申しわけありません。以上でございます。

○議長（細渕孔子議員）

答弁者が1人残っておりますので、答弁が終わるまで時間延長いたしたいと思います。

次に、吉田生涯学習部長に答弁を求めます。

○生涯学習部長（吉田竹雄）

議長さんのご配慮をいただきましたので、予定どおりの時間で行わせていただきます。

岩崎議員のご質問にお答えをいたします。子供の社会性を養う教育について、地域の大人たちに何ができるか、また子供たちにはどのようにかかわればよいのか、こういうご質問だったと思います。端的に申せば、子供の社会性というのは、良質な大人社会とのかかわりの中ではぐくまれるものと思います。具体的には、成長する20年間において、どれだけ子供たちの心を揺さぶる体験、感動、これを大人たちとともに共有できたかということではないかと思っております。今、本市では、子供たちの社会性を養う教育として、体験重視の事業を展開いたしております。これは公民館、図書館、児童センター、博物館、これらが実施をいたします各種の体験事業、体育課を中心とする各種スポーツ事業、それから

地域で行っております、元気な人間っ子を育てる地域支援事業、これらがこういった事業に該当いたします。

しかし、このような子供たちへの事業展開の前に根本的な事柄として、私たち大人の社会の社会性が問われます。そこで、本市は、青少年健全育成指針を定めまして、家庭の日を設けるであるとか、あいさつ運動を展開するであるとか、こういった実践活動を推進し、地域の教育力の向上を図ろうと展開をしております。つまりおっしゃられましたように、学校、家庭、地域が連携をした教育力の強化でございます。この指針につきましては、さらに具体的な行動計画をつくろうということで、今策定中でございます。策定が待たれるところでございます。

いずれにしても、子供たちを大人たちが支援できることは、身近な家庭から団体活動、そして地域に至るまで、今すぐにでも実践できる環境でございます。ただし、その際の子供たちのかかわりにつきましては、私たち大人たちが物とか人のせいにしないで、広い心を持った大人として、その背中、つまりその生きざまをしっかり子供たちに見せることが大切ではないかと思っております。そのことによりまして、おのずと子供たちは安心と寛容と感動、これを体感をいたしまして、より望ましい地域社会、これをとらえながら、社会に育てられているのだなということを実感していくものだと思います。

「元気な人間」を標榜する本市でございます。「わんぱくでもいい、たくましく育てほしい」、これは数十年前に流れたCMでございますけれども、このCMに懐かしさを求めつつも、社会性に富み、豊かな人間性をはぐくんだ後輩たちを、私たち大人は人間の地域として力強く導いていかなければならないと思っております。ぜひ岩崎議員におかれまして、きょうを初めの一步といたしまして、これまで以上、子供たちへの支援に力を注いでいただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（細淵孔子議員）

ここで休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（細淵孔子議員）

会議を再開いたします。

次に、佐々木議員。

○9番議員（佐々木砂織議員）



9番、佐々木砂織です。議長のお許しをいただきましたので、市政に対する一般質問を行います。

私は、現在初めての子育て中で、毎日起こるさまざまな出来事に対して悪戦苦闘しております。つい最近も、子供が夜中に突然病気になったため、市報に掲載されている休日当番医に連絡をしたところ、市内の病院ではこの時間は小児科担当医が不在だと言われ、埼玉医大を案内されました。私の家から埼玉医大まで、車で50分ほどかかりました。子供は体力もないので、とても心配でした。このような経験から、子育て中の母親の希望を少しでも伝えることができたらと思い、今回この女性議会に参加し、質問させていただくこととしました。

最初に、乳児医療費について質問いたします。現在乳児医療費の支払いは、月ごとに親が乳幼児医療費支給申請書を記入し、市役所に提出しておりますが、ほかの市では病院と市の間で手続が行われていると聞いております。入間市におかれましては、このような手続方法に変更される予定はないのでしょうか。また、できないものなのか、お尋ねいたします。

同じく、乳幼児医療費についてですが、現在

通院における支給は3歳までですが、3歳までの支給が終わった後は病院から足が遠のいてしまうという話も、皆口をそろえて言っております。また、隣の狭山市における支給は、就学前までであると聞いております。入間市においては延長する予定はあるのでしょうか。また、合併後はどのようになるのか、お尋ねいたします。

2点目として、小児医療施設についてですが、休日と夜間の診療は埼玉医大となっておりますが、市内に小児救急病院を設置していただけないものかをお尋ねいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（細淵孔子議員）

ただいまの質問に対し、青木福祉部長に答弁を求めます。

○福祉部長（青木和男）

佐々木砂織議員の乳幼児医療費支給申請手続の簡素化についてのご質問にお答え申し上げます。

乳幼児医療費支給申請手続の簡素化についてであります。現行は償還払い方式と現物給付方式、そしてご質問者が言われております、いわゆる申請委任方式がございます。本人にかわって病院等の協力を得まして、直接市に請求する方法でございますが、これには相当の事務手数料がかかります。例えば平成14年度の乳幼児医療費の延べ請求件数が6万420件ございまして、これに1件当たりの事務手数料約150円を乗じますと、906万3,000円の経費が必要となるところでございます。このことにつきましては、過去においても検討した経過がございますが、その検討結果の中では、支給対象年齢の拡大を先に実施すべきとの結論に達したものでございます。いずれにいたしましても、埼玉県下の状況を調査しながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（細渕孔子議員）

次に、木下市長に答弁を求めます。

○市長（木下 博）

佐々木議員のご質問にお答えをいたします。

乳幼児医療費の通院分の延長というようなことでご質問があったわけでございます。この乳幼児医療費の無料化への取り組みは昭和48年から行っているところでございます。そして、最初はゼロ歳児からスタートいたしまして、現在においては入院分については就学時前まで、それからまた通院分については4歳未満児まで、こういった形で改善をしてきているわけでございます。ちなみに、おおよそ1歳引き上げることによって約4,000万円前後の費用がかかります。したがって、こうした状況を踏まえますと、一挙にこれを改善をするという、大変な市の費用負担にもつながるわけでございますので、残念ながら、今までこうした段階的な改善を図ってきたところでございます。今回も平成16年の4月から、これは条例改正もありますので、議会のご承認をいただかなければなりませんけれども、予定としては5歳未満児まで、1歳何とか引き上げようということ考えているわけでございます。

その中で、狭山市との整合性の問題がご質問ございました。確かに狭山市の場合には、入院・通院とも就学時前までというようなことであろうと思います。私は、市民への合併説明会においても、負担は低く、サービスは高くというようなことでなかったら、この合併構想は受け入れられないということを申しました。ただし、私はただしをつけております。その取り組みが本当に市民にとって、財政等も含めて必要かどうか、そういったことはその後で、例えばとりあえず合併のときにはそういう整合性を図って、というのは、狭山市が就学時前までであれば、そこまで入間市もサービスを上げると。しかし、例えば31万人都市になるわけですから、合併したときには、そういった状況で、他市の状況

とかいろいろな問題を含めて、もし検討が必要であれば、そこで改めて市民の意思を問う、これが大事なことではないかと思えます。とりあえず合併時における不公平をなくすという意味においては、そういった取り組みをする。それに対しては、国の方でも、そういう合併時における調整のためには支援策を講じますよということになっていきますから、その支援が行われる。例えば3年とか5年の間にそれらをいま一度見直して、そして本当にそれがあらゆるケースに見合わせて正しいということであるならば、そのままいくでしょうし、また、少しそれはサービス過剰ではないかというような意見があれば、それはまた見直しを図っていく。そういうことをご説明をさせていただいております。したがって、これから合併協議会において、そうした具体の問題についても議論をしていきたいと思えますけれども、今の段階では、そういうことで、狭山のサービスを下げるというわけにはとてもいかないと思えますから、バランスをとるとすれば入間を引き上げていく。しかし、これとても狭山市のご意見も当然あるわけですから、十分議論していきたいと、そのように考えております。とりあえず16年4月からは5歳未満児まで、1歳引き上げたいと、そんな考え方を今持っているところでございますので、その点ご理解いただきたいと思えます。

○議長（細渕孔子議員）

次に、山田健康福祉センター所長に答弁を求めます。

○健康福祉センター所長（山田修一）

休日、夜間の診療は埼玉医大となっているが、市内に小児救急病院を設置できないのかについての佐々木議員のご質問にお答え申し上げます。

救急医療は、交通事故等による負傷者や休日、夜間等に発生した急病に対し迅速な治療を行うことを目的とした医療であり、比較的軽症な傷病者を取り扱う初期救急医療施設、入院や手術

等を必要とする重症な傷病者を取り扱う2次救急医療施設、及び重篤な傷病者を取り扱う3次救急医療施設で構成された医療体制で行われております。しかし、小児科の救急医療については、ご承知のとおり全国的な小児科医の不足などで、休日や夜間における地域での小児科救急体制の不備が大きな社会問題となっております。こうした事態に対し、国では全国360地域の2次医療圏ごとに、24時間、いつでも子供を診療することができる小児専門救急医療体制の整備を目指した小児救急医療支援事業をスタートさせましたが、平成13年度末時点での事業実施は100地域にとどまっており、小児救急医療体制の整備は極めて困難な状況となっております。この状況は、現在でもほとんど変わっておりません。

こうした状況の中、入間市の小児専門の休日夜間の小児救急医療につきましては、入間市、所沢市及び狭山市の3市の地域内における市民のための小児救急医療体制の整備を図るため、3市医療圏内の小児科医が常駐する四つの病院の協力を得て、平成12年8月から輪番により県下で2番目の速さでスタートいたしました。しかし、全国的に小児科医が減少している状況の中、一つの病院が当該事業の運営のために小児科医を確保していくことが非常に困難となり、平成15年3月より日曜日の夜間を担当する病院が輪番を離脱することになりました。また、月曜日と木曜日の夜間を担当する病院も、人的体制が整わないため、平成15年4月より月曜日の夜間は離脱したいと申し出があり、以来、これまでの間、3市及び所沢、狭山の両保健所、3市の医師会で再三にわたり協議し、新たな病院を探してきましたが、今日でも見つかっていないのが現状であります。このような状況の中、小児を抱える市民の不安を少しでも解消するため、当圏域内において担当病院が確保できるまでの当面の措置として、圏域外である埼玉医科大学附属病院に参画していただいているのが現状であります。

当市内に直ちに専門の小児救急病院を設置することは、現状では不可能な状況であります。なお、月曜日の夜間については、離脱していた3市医療圏内にある担当病院がこの11月から平成16年3月31日まで、この間だけ再度実施していただけるようになっております。このような中、また本市では、小児の専門病院ではありませんが、夜間における小児の発熱等による市民不安を解消するため、入間市医師会の協力を得て、小児科医と小児科を標榜する内科医が輪番で軽症患者を診療する入間市土日夜間診療所を平成15年4月から健康福祉センターに開設し、毎週土曜日及び日曜日の午後7時30分から午後10時30分までの夜間に診療を実施しておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。なお、開所以来、11月2日の日曜日まで診療日数58日間ありましたけれども、472人の市民の方が訪れております。これは1日平均11.8人でございまして、当初同じような人口規模から予想しておりました先進地の事例から見ますと、四、五人ぐらい、1日平均見ていたのですけれども、その倍以上の方が現在利用されております。なお、13ぐらいある県内の初期救急医療としての夜間診療所のほとんどが市立の病院、または医師会立の病院で行っており、その意味で、病院を持っていない入間市の取り組みは先駆的な取り組みであることをご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（細渕孔子議員）

次に、澤田議員。

○7番議員（澤田美由紀議員）



7番、澤田美由紀です。議長のお許しをいただきましたので、市政に対する一般質問を行います。

私は、現在、入間市保育所連絡会の会長であり、その役職を通じてたくさんの保護者からいろいろな話を聞

いています。その話の中で皆さんが関心を持っている少子化対策と小児医療について、ここで質問いたします。

まず最初に、少子化対策について2点お尋ねいたします。我が国の少子化は、専門家の予想をはるかに超える速さで進行しております。このまま少子高齢化が急速に進行してまいりますと、社会保障制度の破綻や将来子供たちへの過剰な負担が心配されます。親たちが安心して子供を産み育てることができるような育児制度や教育、医療、子育て支援などを充実させていく社会保障制度の抜本的な見直しと行政の具体的な育児支援と環境づくりが大切だと思います。マスコミなどで、「子供が何人欲しいですか」と問いかけているアンケートをよく聞きますが、欲しい子供の数は2人から3人ぐらいが多いようです。しかし、実際の出生率を見ると、1.34人で、大変低い数字にあるのが現状です。この理想と現実を埋めるためにも、どのようにすべきなのかを真剣に考えていく必要があるかと思えます。その一つとして、家事と育児は母親でなければならないという母性感、この意識を変えて、男性が参加しやすい子育てや、男女が互いに協力して活動できる男性と女性の対等な人間関係づくりなどに、より少子化の進行を抑えた男女共同参画社会を築き上げていくことが大切だと思います。また、母親も働く意識をしっかりと持ち、職場の支援体制や保育環境などを整備し、育児と仕事が両立できる子育て支援が必要です。

さらに、私たち子育てをしている者から見る

と、高齢者への援助はかなり手厚いと思います。一方、将来社会を担う子供たちの援助は年々減らされておるのが現状だと思います。子育ては経済的な負担も高いので、未来ある子供たちの支援を優先してほしいと感じております。例えば高齢者の福祉、介護、医療へはかなりの支援が行われると思いますが、本当に自立を目的とした介護なのでしょうか。今後の少子高齢化社会にふさわしい、自立を目的とした介護のあり方なども検討が必要ではないかと思えます。

その中で、特に民間保育園の現状を見ると、市からの支援の削減により、保育士の削減などが現実として出てきております。園児数に合った職員がいなければ、当然災害時などにも対応ができないと思えますし、一時保育の受け入れもできない状況になってくるわけです。このようなことを現状に、民間保育園は大変厳しい現状に立たされております。

そこで、1点目として、市の民間保育園の支援について、現状と今後の方針をお聞かせいただきたいと思えます。また、今、入間市の財政はかなり厳しい状況だということは、市報などを見てわかります。しかし、その中で少子化対策、子育て支援などが行われていますが、実際の問題として、保育料も高く、子供たちを安心して預けることができません。多くの母親が、働いた給料のほとんどを保育料に充てていとお聞きしております。また、保育料が高く、支払いができないなどの現状も出ております。

そこで、2点目として、このような現状を踏まえ、保育料の引き下げを強く希望しますが、市の方針をお聞かせください。

次に、小児医療の関係で2点お尋ねします。小さいお子さんを持つお母さんによく聞く話ですが、子供は休みの日や夜中に熱を出したり、ぐあいが悪くなったりすることが多いといひます。実際夜中に子供が泣いても、どこが痛いのか、なぜ泣いているのかわからず、適切な処置もできず、母親はただ戸惑うばかりです。小児の救急受け入れが万全でないために幼児が死亡

してしまったという事故も起きています。お金がなく、子供を病院に連れていけず、悩んでいるお母さんも数多くいます。この行き詰まった実態を市長はどのようにお考えなのでしょう。今子供が減っていることが原因で、全国的にも小児科医が減っているのが現状でもございますが、まず1点目として、小児救急医療は、生命にもかかわる大切なことですから、24時間体制で専門医に診ていただけますよう強く希望しますので、今後の市の対応策についてお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、子供は家族にとっても、社会にとっても、国にとっても財産だと思ひますから、社会が子供を育てていくという強い意識が必要だと思ひます。そこで、小児医療や救急体制に重点を置いた市の予算の優先順位をもう一度見直していただきたいと強くお願い申し上げます。特に乳幼児医療費の窓口払いをなくし、親たちが負担がなく診療を受けられるよう強く希望しますので、2点目として、このことについて市の方針をお聞かせください。

これからの行政は、市民の方々の理解と協力を図りながら市民参加を行っていきべきだと思ひます。市民の声をしっかりと受けとめ、安心して暮らせる優しい入間市のまちづくりをお願いして、質問を終わりにさせていただきたいと思ひます。

○議長（細淵孔子議員）

ただいまの質問に対し、青木福祉部長に答弁を求めます。

○福祉部長（青木和男）

澤田美由紀議員のご質問にお答えします。

最初に、民間保育園の支援について、市の現状と今後の方針のご質問にお答えいたします。各保育園では、国の配置基準により、児童数に応じて保育士を配置しており、保育士の削減は行っておりませんと思ひます。運営費につきましては、国で定める年齢に応じた基本単価等を保

育単価として児童数から積算し、実施委託料を支払っております。それに加えて、民間保育園の運営改善及び振興を図り、入所児童の福祉の向上と職員の処遇の向上を目的とした補助金につきましても、入間市保育所補助金交付要綱により、補助メニュー等18項目を定めてございます。これに要する経費は約3億円要しておられるわけでございます。この基準によってお支払いをしておるところでございます。なお、民間保育園の支援については、国、県、市の補助金にて支援を行っておりますが、現況では厳しい財政状況のため、国、県は毎年削減しております。しかし、市はその不足額を補助金交付要綱に基づき負担をしているのが現状でございます。今後につきましても、民間保育園長会等を通じて出される要望について、市の財政状況を勘案しながら検討を重ねてまいりたいと思ひますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

続きまして、小児科医療についての2点目の関係でございますが、この乳幼児医療費の窓口払いの廃止についてのご質問にお答えをいたすわけでございます。先ほど9番議員の佐々木議員さんにもお答えしましたが、重複しないように答弁を申し上げたいと思ひます。

医療費の自己負担分を病院等の窓口で支払わないで済む方法を現物給付方式と呼んでおります。この方法には幾つかの課題があります。まず、健康保険組合等に加入されている方の家族療養費付加給付金制度というのがございます。これと市の乳幼児医療費支給制度の二つの給付制度が混在することにあります。家族療養費付加給付金制度は、健康保険組合が定めた、ある一定額以上の医療費を各健康保険組合が負担する制度で、これにより受給者に戻るお金と市の乳幼児医療費で助成する部分とで、二重の支給が発生する場合があります。正確な公費負担ができないことにあります。また、各医療機関では、健康保険組合等の家族療養費付加給付金制度により支給される金額を確認する事務が生じてくることから、現在1,000以上ある健康保険組合の

その制度をすべて把握していただくことは非常に難しい状況にあります。このことから、入間市のほか県内のほとんどの市町村が行っていないのが現状であります。今後、各健康保険組合等の付加給付金制度の動向を注視しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。以上で終わります。

○議長（細渕孔子議員）

次に、木下市長に答弁を求めます。

○市長（木下 博）

澤田議員のご質問にお答えを申し上げます。保育料の引き下げの要望であります。

ご意見をお伺いして、もっともだなと思う反面、我々も含めて反省をしなければならぬのは、費用負担をどうするのか。あのサービスもやってくれ、これもやってくれという要望はありますけれども、ではその費用をだれが負担するのかということになれば、結局は自分たちの納めた税金きりなかつたはずで、ところが、残念ながら国においてもそういったことにこたえる、例えば公共事業も含めてそうですけれども、足りないところは借金してくる。それで、結局は700兆円という、全く天文学的な数字の借金を、今、背負っているのが日本の現状です。ここに来て、急激に改革をしようというようなことになってきたものですから、やはり国民に当然戸惑いがある。したがって、そうしたことをどう国民の皆さんに説明をしてやっていくのか。これは私は大変重要な問題だなと思っております。

今、ご質問者、保育料下げてくださいと、こういうようなお話がございましたけれども、この保育料についても、国の基準では7段階、ゼロ円から8万円まで、その中で調整をなさいと、こういうことになっております。これは前年の所得を基準にして行う。ここがちょっと問題なのですけれども、前年の所得に応じてその保育料が決められているということですから、ある

意味に考えれば合理的なのです。収入のある人からは多くいただき、ない人からは少なくしよう。入間市においては、それをなお緩和して、21階層に分けて、ゼロ円から5万4,500円。最高が8万円と国では決めているのですけれども、それを市では5万4,500円でとめているわけです。しかも、いろいろな条件がありますから、この最高額を納めているという方はほとんどおられないだろうというように思います。それは別としても、いずれにしても、これから大変な財政負担が求められるときに、そういう問題についてはしっかり市民にご説明を申し上げて、そしてご理解をいただいていく、これが一番大事なことではないか。そういう要望を聞くのは簡単なのですけれども、その費用負担をだれがするのかということ、みんな次世代に借金として残ってってしまう。このことも私たちはしっかり考えなければいけないと思っております。したがって、現状における前年の所得を基準にしたゼロ円から5万4,500円。しかも21階層というきめの細かい対応をしているということによって、ぜひお子さんを預ける皆様方にはご理解をさせていただきたいと思っております。当然ご家庭で育てる場合にも、それ相応のお金は必要になるはずでございますから、これが収入に比して払い切れないというようなことになってくると、これは大きな問題があらうと思っておりますけれども、その点はぜひご理解をいただきたい。ただ、前年の所得ということですから、たまたまある事情によって、今年は収入がなくなってしまったと、そういうような場合には、申請をいただければ、またその段階で調整が図られると、こういうことでございますから、ぜひそういう手段をいろいろと考えていただいて、そしてこの制度にご協力、ご理解をいただきたいというように思います。

なお、小児救急医療の問題については、後ほど健康福祉センターの所長、お答えしますけれども、市長はどう考えるかという質問がちょっとありましたけれども、私はそのことがあるか

らこそ、大変厳しい中でありますけれども、土日夜間診療所の設置と。これは相当医師会とも激論をしたわけですが、今、協力をいただいて、対応させていただいているということでもあります。この問題については、需要が高くなれば、やはりそれに応じた取り組みもしていかなければならぬ。ただ、その場合ネックになるのは、やはり小児科医の減少という問題をどう解決していくのか。このことは、また我々としてもいろんな情報ネットワークを持って収集していきたい、そのように考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（細淵孔子議員）

次に、山田健康福祉センター所長に答弁を求めます。

○健康福祉センター所長（山田修一）

小児救急医療は、生命にかかわる大切なことですから、24時間体制で専門医に診ていただけますよう強く要望します。また、今後の対応についてに関する澤田議員のご質問にお答え申し上げます。

9番議員さんにお答え申し上げましたように、現在小児救急医療の現状は非常に厳しいものがございます。こうした中、多少広域的にはなりますけれども、24時間、いつでも子供を小児専門の2次救急医療施設に受診させることが、この圏内で可能となっております。また、当市では、市単独の初期救急医療施設として、入間市土日夜間診療所を本年4月に開設いたしました。開設後の利用状況は、4月19日の土曜日のオープンから11月2日の日曜日まで、診療日数58回、472人、1日平均11.8人の方が診療を受けており、その9割が5歳未満の子供であります。当初予想していた1日平均4人前後よりもはるかに多くの方が受診されており、これから風邪やインフルエンザのはやる時期を迎えることになるため、関係者一同、気を引き締めているのが現状でございます。また、受診者472人のう

ち入間市民は331人、狭山市民が19人、所沢市民は101人です。このように初期救急医療でも広域化の流れが見えております。そして、平日の夜間及び日曜日の昼間には、多くの入間市民が狭山市、所沢市の2次救急の担当病院を受診しているのも現状でございます。

なお、これまでの間、初期救急医療施設である入間市土日夜間診療所では対応できずに防衛医科大学附属病院、都立清瀬小児病院、埼玉医科大学附属病院等、2次または3次救急医療施設へ紹介させていただいた方は、このうち9人です。といいますのは、1次初期救急ですが、その症状によっては2次救急と3次救急との連携を前提にしております。そして、初期救急で対応できない患者さんには、すぐ担当の医師が紹介状を書いて、2次、3次の病院で診てもらうという形をとっております。その方が現在、472人中9人あったということでございます。

また、病状を聴いて、医師による電話だけで対応した人は7人。いわゆる電話相談だけで、わざわざ来なくても済んだ人は、そのうち7人です。また、電話により病状を聴いて、直接2次救急医療施設へ行っていただいた方が20人です。このように1次、2次、3次の連携をとれば、今のところは、多少遠いということもあるのでしょうけれども、小児の救急としては問題なく対応できていると思っております。

なお、今後の対応については、全国的な小児科医師の不足及び病院等の建設、運営にかかる高額なコストから見て、専門の小児救急医療施設の新たな開設については、市単独での対応は困難であり、入間市、所沢市、狭山市における医療圏内で、初期救急医療、2次救急医療の連携をより深めるとともに、3市及び所沢、狭山保健所、3市の医師会が一緒になって体制をより整備する方向の中で対応していきたいと考えておりますので、よろしくご理解いただけますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◆日程第5 決議第1号 入間市男女共同参画都市宣言の実施に関する決議について

○議長（細渕孔子議員）

日程第5、決議第1号 入間市男女共同参画都市宣言の実施に関する決議についてを議題といたします。

決議を事務局長に朗読させますが、本文の朗読は省略いたします。

吉川事務局長。

○事務局長（吉川廣治）

朗読いたします。

決議第1号

入間市男女共同参画都市宣言の実施に関する決議について

1 決議 別記のとおり

平成15年11月10日提出

提出者	女性議会議員	関谷ハツエ
賛成者	〃	橋本とし子
〃	〃	山田 早苗
〃	〃	平原 律子
〃	〃	増田美智子
〃	〃	岩崎 芳江
〃	〃	遠藤由貴子
〃	〃	澤田美由紀
〃	〃	斐 淵珠
〃	〃	佐々木砂織

以上で朗読を終わります。

○議長（細渕孔子議員）

提案理由について提出者、関谷議員から説明を求めます。

○10番議員（関谷ハツエ議員）

決議第1号 入間市男女共同参画都市宣言の実施に関する決議について、提案の理由をご説明申し上げます。

近年、我が国の社会は、少子・高齢化、高度

情報化、国際化、経済の成熟化などが進み、安定成長の時代へと移行しています。

このような状況の中、活力を維持しながらも、ゆとりのある社会環境の整備が求められており、その条件整備として、男女共同参画社会の形成が取り組まれてきました。平成11年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、国を挙げて男女共同参画社会の実現をめざしているところです。この法律では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけており、各分野における施策・事業も加速度的に展開されております。私たちもまた、少しでも早い男女共同参画社会の形成を希望いたします。

入間市では、いるま男女共生プランを策定し、啓発事業などさまざまな取り組みが市民との協働により実施されてきましたが、長年にわたって培われてきた固定的な男女観は根強く、その解消は半ばの状況にあると言えます。また、女性に対するあらゆる暴力の防止など、新たな課題に対応する必要も生じてきております。

このような中で、「香り豊かな緑の文化都市」、そして「元気な入間」を実現するためにも、男女が共に一人ひとりの特性と能力が十分発揮でき、共にいきいきと暮らせる元気な入間のまちづくりを進めていくことが重要であると考えます。

よって、入間市女性議会は、入間市が市を挙げて男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層強力に推進することを明らかにする「男女共同参画都市」となることを高らかに宣言し、その理念がすべての市民へと周知されるよう希望するとともに、さらに「男女共同参画宣言都市」としてふさわしい施策・事業を積極的に展開していくことを求めるものであります。

以上の理由から決議をいたしたく、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（細渕孔子議員）

これより質疑を願います。

同

山田早苗

〔(なし) という人あり〕

同

平原律子

○議長（細渕孔子議員）

なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

○議長（細渕孔子議員）

なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

決議第1号 入間市男女共同参画都市宣言の
実施に関する決議については、原案のとおり決
することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

○議長（細渕孔子議員）

ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり
可決いたしました。

◆閉会の宣告

○議長（細渕孔子議員）

これで、議事はすべて終了いたしましたので、
会議を閉じます。

これをもって平成15年入間市女性議会を閉
会いたします。

本日はご苦労さまでした。

◆署名

上記会議の次第は、正確なることを証するた
め、ここに署名する。

議 長 細 渕 孔 子

副 議 長 関 谷 ハ ツ エ

署名議員 橋 本 と し 子

閉会行事

参考資料

- ・入間市男女共同参画都市宣言の実施に関する決議について
- ・平成15年11月10日開催
模擬議会「女性議会」一般質問一覧表
- ・「男女共同参画都市宣言」実行委員会名簿

○事務局長（吉川廣治）

大変お疲れさまでございました。

事務連絡を申し上げます。この後、閉会行事がございますので、その場でお待ちいただきたいと思います。

以上でございます。

○司会（伊藤 智副会長）

これより閉会行事に移らせていただきます。

閉会行事の司会を務めますのは、「男女共同参画都市宣言」実行委員会副会長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願い致します。

さて、本日の男女共同参画都市宣言関連事業の「女性議会」には、女性議員の皆様並びに木下入間市長を初め、入間市の関係者の方々には、お忙しい中、長時間にわたりご参会いただきまして、ありがとうございました。

閉会に当たりまして、木下入間市長よりあいさつ申し上げます。

市長、お願いします。

○市長（木下 博）

それでは、一言お礼を申し上げたいと思います。

冒頭述べましたとおり、非常に緊張しながら、皆様方のご質問にお答えをさせていただきましたけれども、恐らく皆様にとって、満足のいかなない部分も多くあったと思います。しかし、この問題は、やはり皆様方の思いを聞く機会でもございましたから、我々としても皆様方の意のあるところを十分に理解をしながら、これからのまちづくりのために生かしていきたいと、そのように思っております。皆さんもご承知のように、国から地方へと、声高らかに叫ばれておりますけれども、大変残念ながら、地方自治体において、国のそういった要請をすべて受け入れて、市民福祉を中心とした行政展開ができるかという、まだまだ力不足の部分があります。したがって、冒頭申し上げました、私たちはしっかりと基礎自治体をつくって、国に対

して堂々と物の言える自治体をつくらなければというように思います。そのためには、男女共同参画社会をぜひ実現していかなければなりません。ただ、これにはいろいろなハードルもあると思います。事を急ぐのではなくて、一つひとつステップ・バイ・ステップ、この考え方を持って男女共同参画都市宣言の実行のために、私も全力を傾けていきたいと思っております。ぜひ皆様方にも、こうした議会を契機といたしまして、さらに行政に深いご理解をいただき、そしてまた正すべきは正す、ともに協力すべきは協力をしていく、こういった社会づくりのためにお力添えをいただきたいと思います。

環境、福祉、教育、ありとあらゆる問題が今この自治体にも重くのしかかっています。したがって、我々も襟を正し、また緊張感を持って、これからも「元気な入間」、「香り豊かな緑の文化都市」実現のために頑張ってまいりますことを皆様方にお誓いを申し上げ、まず議員の方々に対するお礼とさせていただきます。

また、このような機会をおつくりいただきました実行委員会の皆様方、またきょうこうして議長、副議長さんもお出席をいただいておりますけれども、議会の皆様方にも深いご理解をいただいて、このような「女性議会」が本会議場を使用して実施できたということに対して、心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、皆様方のご健勝をお祈りをすると同時に、いよいよ16日には都市宣言の行事が行われます。ぜひ多くの市民の皆さんにご参加をいただいて、そして理解をいただいて、この宣言が前進するようにお願いをいたしたいと思っております。大変ありがとうございました。

○司会（伊藤 智副会長）

どうもありがとうございました。

ここで、入間市議会を代表してご臨席をいただいております入間市議会初の女性副議長でいらっしゃる金沢様に閉会に際してのごあいさつ

を賜りたいと存じます。

金沢副議長様、よろしく申し上げます。

○市議会副議長（金沢実千代副議長）

「女性議会」の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の11名の皆様方、大変緊張されて、お疲れであったと、このように思います。議員として一番大事なことは、現地現場の声を出すこと、そして現地現場の人であれということですが、皆様方は生活の主体者として、本当に現場の声を、今、11名の方に出していただきまして、本当にすばらしかったと、このように思います。

もう一点は、男女共生社会において、そのモットーである女性の地位向上と、もう一点は、やはり女性が政策決定の場において、参加するだけではなく参画をする。そして意見を言って推進をしていくということが男女共生社会のモットーだと思いますが、そういった意味では、本日この議会において女性の11名の方々が、本当に生活の諸問題を取り上げていただきましたことは、非常に意義の深いことだと思いますし、また入間市にとって、いろいろな問題をまた考えていかなければいけないと思います。私たち議会にとりまして、皆様の本日のご意見をしっかり受けとめまして、また勉強してまいりたい、このように思っております。

こういった男女共生社会推進のため、こういった女性議会を催ししていただきました実行委員の皆様方に重ねて御礼を申し上げたい、このように思います。

それでは、皆様方のご健闘とご活躍をご祈念いたしまして、簡単ですが、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○司会（伊藤 智副会長）

どうもありがとうございました。

最後に、「男女共同参画都市宣言」実行委員会

会長の市万里子より、皆様へお礼の言葉を申し上げます。

会長、よろしく申し上げます。

○「男女共同参画都市宣言」実行委員会会長（市 万里子会長）

議員の皆様、長時間にわたって、大変お疲れさまでございました。

本日の「女性議会」が、女性議員の皆様を初め、市長を初めとした関係者の皆様、傍聴していただきました市民の皆様のご協力をいただきまして、ここに無事終わることができました。本当にありがとうございます。

また、入間市男女共同参画都市宣言の実施に関する決議を満場一致で議決していただきましたこと、これも深く感謝申し上げます。これを受けて、16日に行われます記念式典がより一層盛り上がりを見せることと思います。

この「女性議会」は、日ごろ政策決定の場に参画することの少ない女性市民を対象に、市の意志決定機関の議会を模擬議員として疑似体験をしていただき、より一層市政への関心を高めていただくことを目的に、入間市男女共同参画都市宣言の関連事業として実施させていただきました。本日の「女性議会」体験をスタートとして、共にかがやき、いきいきと暮らせる男女共同参画社会のまちづくり実現に向けて、女性の議員の皆様、そして多くの女性の皆様にぜひこの政策決定の場へ進出していただいて、生活に密着した女性の声を市政に反映していただきたいと思っております。

終わりになりますけれども、女性の議員の皆様を初め多くの皆様の、そして男性の皆様もそうですけれども、ますますのご活躍を祈念いたしまして、本日の「女性議会」のお礼にさせていただきます。本当にありがとうございました。

○司会（伊藤 智副会長）

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、模擬議会「女性議会」閉

会行事を終わります。

本日のこの貴重な体験を土台にしまして、ただいま会長がごあいさつで申し上げましたように、みんなで男女共同参画の精神を生かした、「元気な入間」を築けるよう、この会場の皆様、盛大な拍手をお願いしたいと思います。(拍手)

本日は長時間にわたり、本当にありがとうございました。



市長・議長・副議長を囲んで

入間市男女共同参画都市宣言の実施に関する決議について

1 決議 別記のとおり

平成15年11月10日提出

提出者	女性議会議員	関谷ハツエ
賛成者	”	橋本とし子
”	”	山田早苗
”	”	平原律子
”	”	増田美智子
”	”	岩崎芳江
”	”	遠藤由貴子
”	”	澤田美由紀
”	”	斐淵珠
”	”	佐々木砂織

入間市男女共同参画都市宣言の実施に関する決議

近年、我が国の社会は、少子・高齢化、高度情報化、国際化、経済の成熟化などが進んでおり、高度成長の時代から安定成長の時代へと移行している。

このような状況の中、活力を維持しながらも、ゆとりのある社会環境の整備が求められており、その条件整備として、男女共同参画社会の形成が取り組まれてきた。平成11年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、国を挙げて男女共同参画社会の実現をめざしているところである。この法律では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けており、各分野における施策・事業も加速度的に展開されている。私たちは、この法律と認識を同じくし、少しでも早い男女共同参画社会の形成を希望するものである。

入間市では、いるま男女共生プランを策定し、啓発事業など様々な取り組みが市民との協働により実施されてきた。しかしながら、長年にわたって培われてきた固定的な男女観は根強く、その解消は半ばの状況といえる。また、女性に対するあらゆる暴力の防止など新たな課題に対応する必要も生じている。

このような状況においては、「香り豊かな緑の文化都市」、そして、「元気な入間」を実現するためにも、男女が共に一人ひとりの特性と能力が十分発揮でき、共にいきいきと暮らせる元気な入間のまちづくりを進めることが必要不可欠であり、さらに充実させていくことが重要であると考えます。

よって、入間市女性議会は、入間市が市をあげて男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層強力に推進することを明らかにする「男女共同参画都市」となることを高らかに宣言し、その理念がすべての市民へと周知されるよう希望するとともに、さらに「男女共同参画宣言都市」としてふさわしい施策・事業を積極的に展開していくことを求めてここに決議する。

平成15年11月10日

入間市女性議会

平成 15 年 11 月 10 日開催 模擬議会「女性議会」(一般質問一覧表)

質問者 11 名

午前：6 名

No. 質問者	質問事項	質問要旨
1 関谷ハツエ	財政運営が困難な時代を迎え、市の団体などへの補助金のあり方について	①高齢社会における老人会への補助金について ②地域のまつり等への補助金のあり方について
2 遠藤由貴子	1. 狭山市との合併について 2. 合併協議会について	狭山市の進捗状況及び、狭山市民の意見や意識は市民の意見が反映されるような組織なのか、また本当に市民の意見は反映されるのか
3 平原律子	入間市独自の「まちづくり」への取り組みについて	①少子高齢社会における入間市独自の「まちづくり」の現状について ②「元気な入間」まちづくりと地域福祉計画の整合性について
4 増田美智子	1. 町づくり、公園づくりについて 2. 震災時の水道管について	①加治丘陵をどのように整備していくのか ②公園をつくるときはどういう基準でつくるのか ③入間台汚水処理場跡地の管理方法を見直す考えは 老朽化して地震に耐えられない古い管はあるのか
5 橋本とし子	商工業の発展について	①個人商店の生き残れるまちへ ②隣接地との交流を通じた情報交換の必要性
6 山田早苗	小・中学校校舎の耐震診断・安全点検の実施について	①文部科学省の通達を「努力事項」と捉える根拠は ②耐震診断に要する費用はどのくらいかかるのか、またどのくらい足りないのか ③耐震補強工事に要する費用の不足分に対する国の補助金等の申請はできないか ④耐震だけでも早急に行い、結果を市民に公開してもらえないか

午後：5名

No. 質問者	質問事項	質問要旨
7 細 淵 孔子	1. 農業の分野における男女共同参画について 2. 介護保険の迅速な認定業務及び特別養護老人ホーム入所待ちの解消について	市の農業委員など、農業の分野における女性の登用について、現状と考え方は ①介護認定にかかる日数と認定件数は ②介護度の判定の現状と改善策は ③特別養護老人ホームの入所待ち解消の取り組みは
8 裴 淵 珠	1. 少子化問題への取り組みについて 2. 学校における英語教育の取り組みについて	具体的な取り組み、あるいは計画はあるのか 学校における英語教育の具体的な取り組みは、また計画はあるのか
9 岩 崎 芳 江	1. 中心市街地活性化の今後の取り組みについて 2. 将来を担う子供の社会性を養う教育について	扇町屋商店街と入間市駅北口の再開発の状況について ①小・中学校における取り組みは ②教師の熱意を高めるための取り組みは ③地域社会の大人が支援できることは
10 佐々木砂織	福祉行政について	①乳幼児医療費の申請手続きについて ②乳幼児医療費の支給延長の考えは ③市内に小児救急病院の設置する考えはあるか
11 澤田美由紀	1. 少子化対策について 2. 小児医療について	①民間保育園への支援の現状と今後の方針は ②保育料の引き下げの方針はあるか ①小児救急医療の今後の対応策について ②乳児医療費の窓口払いについて

「男女共同参画都市宣言」実行委員会名簿

「男女共同参画都市宣言」実行委員会市民委員			入間市女性政策推進スタッフ会議スタッフ		
	氏名	選出区分		氏名	所属
1	いち まりこ 市 万里子	会長	11	うえはら やすお 上原 保夫	宣言草案部会 商工課
2	いとう さとる 伊藤 智	副会長	12	やたべ ゆかり 谷田部ゆかり	事業部会（継続） 市民課
3	かわせ としえ 河瀬 利江	広報部会	13	よこて さちえ 横手 幸江	広報部会（リ-ダ-） 市民課
4	こんどう かつみ 近藤 勝美	事業部会（式典）	14	ぬかりや あつこ 忽滑谷敦子	広報部会 保険年金課
5	さとう ゆきこ 佐藤裕紀子	宣言草案部会	15	まつもと さとる 松本 智	事業部会 （継続、責任者） 高齢者福祉課
6	たかく たかこ 高久 孝子	事業部会（模擬）	16	たけうち かずひろ 竹内 一洋	事業部会（サブリ-ダ-） （模擬、責任者） 議会事務局
7	たけのぶ まさひろ 竹信 允弘	事業部会（リ-ダ-） （式典、責任者）	17	よこた ひろみ 横田ひろみ	事業部会（模擬） 博物館
8	なかざわ はやと 中澤 隼人	広報部会	18	おおいし ひろし 大石 浩士	事業部会（継続） 博物館
9	にしやま すみこ 西山 澄子	事業部会（式典）	19	たま い えいじ 玉井 栄治	事業部会（模擬） 水道工務課
10	もろい かずえ 諸井 和江	宣言草案部会	20		

※ 事業部会について 継続……継続的事業担当を表します。
式典……式典担当を表します。
模擬……模擬議会「女性議会」担当を表します。

元気な入間

入間市女性議会会議録

発行 入間市 平成 16 年 2 月
編集 「男女共同参画都市宣言」実行委員会

〒 358-8511
埼玉県入間市豊岡 1 丁目 16 番 1 号
入間市企画部企画課
TEL 04-2964-1111
FAX 04-2964-1013
e-mail : kikaku@city.iruma.saitama.jp

